

会議録

令和元年6月3日(月) 場所 3階 第5研修室

会議名：第2回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、鈴木委員、吉田委員、安齋委員

新井田委員、相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後2時58分

事務局 福田、堺

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから、第2回総務・経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は10名でございます。委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、会議をはじめたいと思いますが、6月からクールビズになりまして、皆さんネクタイを着けられていないかたも多いと思いますけれども、きょうだいぶ気温も高くなりそうですので、暑いかたは上着も脱いで結構ですので、そのようなことで進めていただきたいと思います。

2. 調査事項

<まちづくり新幹線課>

・「木古内町過疎地域自立促進市町村計画」変更について

平野委員長 早速、事前に配付している資料を皆さん目をとおして来られたかと思いますが、きょうは順番的にはまちづくり新幹線課からスタートということですので、早速資料の説明を求めたいと思います。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 皆さん、改めましておはようございます。

まちづくり新幹線課の木村春樹です。

私どものほうからは、木古内町過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画の変更

について、今月開会予定の木古内町議会第 2 回定例会に上程予定でございますので、それに先駆けて説明させていただきます。

詳細については、担当主査のほうから説明いたします。

平野委員長 中村主査。

中村主査 おはようございます。

まちづくり新幹線課、まちづくりグループの中村です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、資料の説明をいたします。

1 ページ目をお開き願います。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画変更についてということで、資料を提出させていただきました。

まず 1 の変更の目的ですが、まずこの計画は過疎地域の自立と活性化に向けた多分野にわたる事業を平成 28 年度から 5 年間にわたり計画的に実施するために策定しております。

本計画に事業を追加することで、追加事業に過疎対策事業債の充当が可能となるものです。

2 の変更内容ですが、(1) 追加事業が 8 事業ありまして、1 の塩蔵ワカメ施設整備事業、2 の配水管更新事業、3 の浄水場低区配水流量計更新事業、4. 浄水場紫外線草地等設置事業、5. 合併浄化槽設置事業、6. 人員搬送広報車更新事業、7. 高規格救急自動車更新事業、8. 介護従事者待遇改善事業、これらの事業に過疎対策事業債の充当が可能となります。

(2) の文言整理ですが、上記事業の 2 番から 5 番の事業を追加するための計画本文の追加修正をしております。

(3) 変更の詳細については、2 ページ目から 4 ページ目に、新旧対照表を記載しておりますのでご参照ください。

3 の変更におけるスケジュールですが、まず (1) の北海道との協議については、事業の追加等により計画に大きな変更が生ずる場合は、議会の議決を要しますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議が必要となります。

また、北海道から 5 月 30 日付けで協議の結果、計画の変更に対しまして、「異議がない」旨の回答を得ております。

(2) 定例会への上程、6 月 18 日に開会する令和元年第 2 回木古内町議会定例会に上程予定です。

(3) 国への提出については、議決後に国への報告が必要となりますので、国より指定されている 7 月 3 日に報告する予定となっております。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりました。今回は、変更についてということですがけれども、説明の中で何か皆さんから質疑があればお受けしたいと思っておりますが

新井田委員。

新井田委員 おはようございます。

いま、この書類の内容についてご説明いただいた。概ねちょっと理解はさせていただきましたけれども、この計画というのは過疎地域の自立と活性化に向けた云々ということで、非常に良いことではないかなとこのプリントを見て思っております。

この 2 の変更内容の一つ気になったのは、1 の塩蔵ワカメ施設。いわゆる一次産業でいけば、農・林・漁というような形の中で、ご案内のとおり漁業に関しては、非常に由々しき状況にあるという中で、こういうのを上げていただいたというのは理解はするのですが、一つ気になるのは同じ漁業の中で、これはいろいろ作文だとか申請だとかいろいろな作業はあるのでしょうかけれども、先般からちょっといろいろ問題というかお話に出るいわゆる養殖ヒジキですよね。この分野に関しては、単年度で事業計画も終わっているような状況ではありますけれども、状況を見ますと漁業者の中で、お一人だけ頑張っているというような状況の中で、やはりもうちょっと当初から頑張ってきたというような中でいけば、その辺のこともありきじゃないのかなというような思いもあったものですから、この辺に関しては基準というかその辺の考え方というか、その辺をもう一回教えていただければと思うのですけれども。

平野委員長 担当課は違うでしょうけれども、計画作っているまち課としての見解があれば。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 新井田委員のご質問にお答えいたします。

まず、この事業の登載につきましては、振興計画の中で基本的に登載されたものについて、過疎対策事業債の充当を想定したものについて、過疎計画に登載していくということになります。

年度中途での登載の考え方なのですけれども、もちろんこの 5 か年の計画の中で、いまおっしゃったようなヒジキの養殖事業とかそれらを含めた中で、過疎債の充当がハードに限らずソフト事業としても充当が想定されるものについては、随時載せてまいります。

その時期なのですけれども、やはり担当課と協議した中で、それが事業として一定程度の事業費なりがあって、効果が見込めて事業展開するものについて、登載していくということになります。

今回の 8 事業については、今年度含めて事業を展開していくということで、財政担当のほうからも過疎債を想定しているという中で、この 6 月に過疎計画の変更を行って、いわゆる過疎の申請を行っていききたいということでの協議が整っておりましたので、このような変更となっております。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長からちょっとご説明いただきましたけれども、いま委員長のほうからも担当部が違うというようなこともありましたけれども、やはり何と申すのでしょうか、8 事業の過疎充当という中で塩蔵ワカメという部分が出ているのだけれども、漁業に関しては、くどいようなのだけれども、やはり現状を見ると非常にやはり漁業の部分に関しては、何とか仮想的な部分も含めた形の中で、もうちょっと裾野を広げていただいて、個人的にはそんな思いがあるのです。

当初からヒジキに関しては、やはりここの特産という位置付けの中で、もうちょっとやはり腰をいれてもいいのかなというような思いがあったものですから、その辺ももうちょっとこういう追加がないように加えていただいたほうが個人的には非常にありがたいですし、また地域の活性化の部分も当然つながってくるわけですから、そういうちょっと思いがあったのですけれども、今後の展開というかいまのところは考えていないとか、今度ど

うするとかという考えがあればもう一度お話を。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 養殖事業の前段であります養殖技術の導入事業につきましては、過去に 2 か年ですか漁業者と一緒にやった経緯がございまして、それについては過疎対策事業債のソフト事業を充当しましたので、登載した経緯がございまして。

先ほど言ったようにそれ以降、事業展開がどのようになっていくのかということ、いま若干着手していただいていることもございますから、それを見ながら漁業者の中で、どのように判断していただけるのかということ、これは行政側もきちんと対峙しながらやっていきたいと思っています。

この名称のとおり、過疎地域の自立促進に資する計画ですから、おっしゃったように様々な事業を展開する中で、過疎地域が自立して、そして活性化していくための事業について、これに登載していくということですから、担当課としては各原課と打合せをしながら協議をしながら、優先順位もあると思うのですけれども、それらを踏まえながら対応していきたいと思っております。以上です。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

内容については、概ね理解をいたしました。

1 点だけ確認なのですが、計画本文の追加修正で合併浄化槽の設置事業の事業名がその他になっているものと、次のページの介護事業者の待遇改善事業、こちら事業名が空欄になっているのですけれども、あえてこういう形なのか。その本文の修正ということなのですけれども、その確認だけです。修正文の確認だけです。

平野委員長 中村主査。

中村主査 まず、はじめの合併浄化槽のその他についてですが、こちらについては過疎計画のほうでの登録番号というものと、ここでいう事業名については、あらかじめ事業とセットになっております。そういった中で、合併浄化槽については、その他区分ということで、前もって指定を受けておりますので、こちらではその他という。

もう 1 点、事業名です。こちらについては、(8) の過疎地域自立促進特別事業と同じです。ここは空欄のままで大丈夫です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 きょうの委員会の中で、保健福祉の中で出てくる事項なのですけれども、小規模多機能型居宅介護施設のこの整備について、これ過疎充当にならない。また別途違う事業の取り組みなのか、このあとのまだ説明受けていないものですから、ただ過疎の関係はいままち課のほうでの協議ですから、そこの課の連携の中でどうだったのかという部分。

平野委員長 中村主査。

中村主査 保健福祉課との小規模多機能については、何度か協議もしましたが、過疎計画への登録については、特段話し合いを持っておりませんでした。うちとしては、そういった協議もなかったもので、過疎計画へ登録するということころまでは検討していないような状況にあります。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 その辺、なんか検討していないっていう。原課との協議の中で、該当にならないから今回掲載しないんだっていうことなのか、別途これから大きくやはり財源のかかる事業ですし、その辺は十分庁舎内部としてもやはり検討が必要なんではないかと思うのですよね。その辺の経過も含めて。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 竹田委員おっしゃるとおり、小規模多機能施設の整備計画が整ったものについては、過疎債なのかあるいは違う起債なのかも含めて検討していった中で、過疎計画の掲載の是非について検討していく必要があると思います。いま現在、予算計上もされていませんし、これから議会に計画を説明して今後、事業展開していくに従いまして、そのような手順手続きが必要であれば対応してまいりたいと思います。以上です。

平野委員長 竹田委員、まだいまの多機能施設については、我々も中身の話もしていないですし、これから作るのか作らないのかという議論もこれからなのですよね。それが既に先にこっちの計画に載っていたらおかしいじゃないですか、順番的に。まずそっちの話が進んでから、ここに入っていかということだと思うので。また、きょう最後の保健福祉課の案件が進んだ後に、この計画の中に入りうるのかということは今後、議論になるのかもしれませんけれども、いまの段階ではないです。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 48 分

再開 午前 9 時 50 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬でございます。

いまの話を踏まえて確認なのですが、要は必要とあれば今後これ追加事業として変更かけていくという認識でよろしいですか。

平野委員長 木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 いま廣瀬委員がおっしゃったとおりです。

平野委員長 ほかないようですので、まちづくり新幹線課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

このまま次の課に入る前に休憩をせずに、本来最初にやる予定だったのでありますが、専決処分について報告がございます。これについては、副町長、町民課長が来られるのですか、専決処分は、冒頭やる予定だったんですが、先にまち課に入ってしまったので、次やりたいと思いますけれども。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 52 分

再開 午前 9 時 54 分

<町民課>

・専決処分について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

皆さんに資料配付されていないのですけれども、行政側から専決処分について、報告したいということがありましたので、それを許しましたので、資料はないんですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 55 分

再開 午前 9 時 58 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

いまの専決処分の内容については、経緯については、いま休憩中の中で話したとおりですけれども、金額の算出根拠の資料が配付されましたので、この中身を再度説明いただきたいと思います。

吉田課長。

吉田(広)町民課長 それでは、中身についてご説明いたします。

まず、この資料の歳出の関係でございます。

行旅病人の葬祭委託料ということで、木古内町の有限会社山村葬祭さんとの委託契約を結んでおります。その金額が 1 体に付き 20 万 7,500 円、その 2 体分ということで、41 万 5,000 円というふうになっています。

それと、身元不明死体でありますので、官報のほうに公告を載せなきゃないということになりまして、それが約 17 行分ということで、1,040 円の 17 行の 2 体分ということで、3 万 6,000 円ほど補正をお願いをしております。

この料金なのですが、歳入につきましては、北海道へ請求することによって後日、全額ではありませんけれども、町のほうに支払があるということで、葬祭分につきましては、生活保護の基準でやる葬祭費の上限額 18 万 300 円の 2 体分で約 36 万円、そのほかに官報への公告掲載料といたしまして、それとは別に 3 万 6,000 円ほど、あわせまして 39 万 6,000 円の歳入を雑入で予定をしております。差し引きしますと、5 万 5,000 円程度が町の持ち出しということになっております。よろしく願いいたします。

平野委員長 専決処分についての説明終わりました。質問あるかた、ございますか。

新井田委員。

新井田委員 これ船の時には処理の時には、道から全額出たと思う。船の処理の部分に関しては、解体費。あれ全額出たんだよね、ほぼ全額だよね。9 割か。これも要するにそういう考え方でいいのかな。5 万 5,000 円の差額というのが一般財源から出すのだけれども、いま言ったように 9 割の負担というか道の負担で対応するという同じ解釈でよろしいのかな。ちょっとその辺聞きたいです。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 歳入と歳出は、根拠が違うんですよね。歳入は生活保護費、そして歳出は行旅

病人という根拠のもとで、18万円と20万円という差があると思うのですよね。これ、その説明の中で行旅病人の場合の山村葬祭さんに委託をして、札幌から遺体を引き取って木古内に連れてくるというそういう費用だけなのか、それとも保管しておく部分の何日間の保管料、その部分の経費も含まれているのかというのは、よくわからないんだよね。なぜ、この保護費の基準と行旅病人というこの基準は違うのか。同じくすれば金額がツウツウだったのかなって思う。

それと、山村葬祭さんから見積もり取ったら、こういう単価になったということなのかどうなのかという部分も含めて。なんかちょっとすっきりしないような感じするものだから。

平野委員長 吉田課長。

吉田(広)町民課長 まず18万300円の関係なんですけど、これについては北海道としてはかかった費用のうち、葬祭にかかる分としては、生活保護の基準である葬祭費をもとに算出をしているということです。ですから、行旅病人の葬祭費を出す場合に、その金額を渡島の基準としておりますので、道のほうでも渡島の基準がありますので、それを上限として支出をしているということです。

平野委員長 副町長。

大野副町長 いま課長のほうから説明しましたけれども、法律では行旅病人の取り扱いに関して決められておまして、その範囲内での処分になります。北海道は行旅病人の取り扱いの中で、遺体を処理する火葬し、安置をするというところの基準を生活保護法に求めていると。その生活保護法の基準が渡島であれば、18万300円と。ですから、法律に基づいて北海道が上限額を決めているというような認識でいいのかなというふうに思われます。

また、札幌のほうから遺体を持ってきているわけではなくて、管内の函館と江差のほうから木古内署が運んできています。ですから、来てすぐその日に遺体を火葬している、30日に木古内に移送されました。残念なのですけれども法律的には、行旅病人の行き先で亡くなっていけば、そこの自治体で処分をしなければならぬというのがこれならぬという基準ですから、木古内町がやらざるを得ないと。遺体の処理にあたっては、山村葬祭さんに委託契約を結んだということで報告したのですが、見積書をいただいて、棺桶等かかる費用をなるべく安価でお願いしたいということでお願いをし、20万7,500円という1体あたり見積書を出てまいりましたので、ここを値切るというのがなかなかできません、やらないと言われるとまた別な葬祭業者をお願いしなきゃならないものですから、冷蔵していたということで、もともと遺体が発見された時も相当腐敗が進んでいる状況だったようですけれども、さらにそういう状況が進んでいるだろうなという中では、処理をする事業者も覚悟を持ってやってくれたというふうには思っていますけれども、出てきたものをさらに値切るということはいたしませんでした。以上です。

平野委員長 ほかがございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 副町長、確認なのですけれども、いま保管方法について冷蔵とおっしゃいましたけれども、冷凍ではなくて冷蔵でちょっと間違いないのかその確認と、あとこの後、最勝寺にて保管されるという説明がございました。この保管方法、保管料でしたり期間でしたり、どういう形に今後、管理をされていくのかというのを説明がなかったもので、その2

点について質問いたします。

平野委員長 吉田課長。

吉田(広)町民課長 まずは、冷蔵という考え方ですが、冷蔵で保管をしているということ聞いております。

それとあと、最勝寺さんの保管の関係ですが、1年分3,000円ということで、1年に1回お参りをしたいということで、その1年に1回の3,000円を5年程度は保管していただけるということなので、3×5、1万5,000円は、この見積書の中に含ませていただきました。

平野委員長 ほか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 いまの説明で、北海道では上限額設定があると。当町木古内では、その設定額というのがないんですか。あくまでも見積もりに対して、お支払いするという事なので、今後例えばまたこういうような事例がありまして、さらに費用がかかるということになった場合は、その都度審査するという感じになるのでしょうか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 まず、国の法律で行旅病人の処理に関する条文はきちんとしていませんけれども、法律がございます。その法律に基づいて、北海道が基準を定めていて、その基準が生活保護、その地域地域の生活保護費で葬祭を出した場合の葬祭費の基準がありますから、それが渡島は18万300円。結果的に上限を設けているような形になりますということで、道が地域ごとに上限を決めているわけではないんですね。その地域ごとの生活保護費の葬祭費の基準がありますから、そこが上限になるということです。

見積もりをいただいて、最初から18万300円でやってくれというふうに言えれば良かったのかもしれませんが、そこはやはり取り扱いをする業者さんのほうでの見積もりと言いますか積み上げもございますので、そこは出てきたもの金額に対してもうちょっと何とかありませんかねというようなことも含めて話をして、18万300円でやってくれというところまでは言わなかったということです。以上です。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で専決処分についての報告を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

<産業経済課>

・木古内町における森林環境譲与税の活用について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、産業経済課2点ほどございますが、まずは木古内町における森林環境譲与税の活用について、こちらも資料がございますので、早速説明を求めます。

片桐課長。

片桐産業経済課長 おはようございます。産業経済課片桐でございます。

本日は、当課農林グループが所管します森林環境譲与税の関係と、水産商工グループが所管しますプレミアム商品券について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、森林環境譲与税について、説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

森林環境譲与税の概要についてであります。パリ協定の枠組みの中で、温室効果ガス排出削減目標の達成、あるいは災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保することから、平成31年4月1日から施行されました。

図1をご覧ください。

平成26年から続いております個人住民税均等割のうち年額1,000円分、こちらは東日本大震災の防災施策対応分として徴収しておりますが、これが令和5年度で終了し、令和6年度からは、同額1,000円分を森林環境税として徴収されることとなります。

国民の負担増を伴わずに財源を確保することが可能となります。

なお、平成31年度から令和5年度までの財源については、譲与税特別会計の借り入れ金で対応し、後年度における償還については、森林環境税の税収により償還をいたします。

次に、森林環境譲与税の使途でございます。

用途は、二つあります。一つ目は、森林の整備に関する施策、もう一つは人材の育成、普及啓発、その他森林整備の促進に関する施策、ただし既存施策の予算に充当することは適切ではないとされております。

また、単年度で執行ができない場合については、基金を設置し繰り越すことも可能となっております。

次のページをお開きください。

森林環境譲与税の試算額でございます。こちらは、私有林人工林面積割・林業就業者数割・人口割によって試算をされます。当町の試算額は、今年度から令和3年度までが887万4,000円、以降、令和15年度以降では、年間3,000万円弱の譲与金が交付される予定となっております。

次に、今年度の森林環境譲与税の活用でございますが、こちらは6月の定例会にて補正予算として計上させていただきます。

①意向調査の実施、未施業森林や造林未済地の森林所有者に対し、適切な経営や管理を行っていただくように意向調査を行います。

②木古内町私有林等整備事業、森林整備の国の配分額が、町の要望額以下の場合の救済策として新たな補助制度を創設します。これは、森林所有者が既存の森林整備事業を活用しながら当事業を活用することで、安定的な森林整備を推進し、森林の持つ多面的機能の維持、増進を図ることを目的に行う事業で、補助率は公共と同様に68%としております。

③薬師山・萩山遊歩道整備事業、こちらは4ページをお開きください。

萩山の遊歩道整備事業としまして、萩山の入り口の階段補修を実施いたします。

次④番は、基金の繰り越となっております。次年度の木古内町私有林等整備事業のため、基金へ積んで繰り越しを行います。

以上の合計額が今年度の887万4,000円の譲与額と同額となります。

次に、関連事業でございますが、木古内町択抜事業業務委託としまして、萩山の眺望確

保を図るため、萩山の一部を択抜いたします。こちらは、5ページをお開きください。

囲っている箇所のうち、50%の伐採率で事業を行います。財源については、搬出材の売り払い収入を充当いたします。

次に、スケジュールですが、第2回定例会において、補正予算並びに木古内町森林環境譲与税基金条例についても提案をさせていただきます。また、こちらは要綱ですが、木古内町私有林等整備事業の要綱制定もあわせて行います。

なお、本譲与税については、基金に積んで後年度の木材PR事業等に活用ができるため、先般、役場内で譲与税の活用について時期や規模などの照会をかけました。そこで今後、建設予定である小規模多機能型居宅介護施設の建設財源の一部充当など、活用方法について北海道へ照会をし、町の関係課や財政担当と協議をしながら有効に活用するよう進めてまいります。以上で、森林環境譲与税の説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。各委員より質疑を受けます。

よろしいですか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

森林環境税については、ニュースに出てから国民というか町民も関心が高いのかなと私的にはそのように思っておりまして、だいたい試算額も出てきましたし、活用についても我が町に実情にあった部分で、堅いところなのかなと思っています。人口が減る中で、やはりその中で森林・森が多いという町にとっては、有効的に活用しなければならない税であるという認識はあるのですけれども、課長先ほど最後の説明で、ほかの課に入るんですけれども、保健福祉課の資料にも小規模多機能の介護施設の整備について、森林環境税の活用を検討すると。いまチラッと説明されたのですけれども、もうちょっといま説明できる範囲で、もう少し深掘りして話してもらってもいいですか。ちょっと関連が。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、こちらの関係につきましては、木を活用した施設は基本的にはPR施設ということで、公共施設については基本的には、木を使って建てるものについては、対象になるというようなイメージでございます。

そして、今回の小規模多機能の施設につきましても、こちらまだ詳細は決まっていせんけれども、いまの段階においては木で一応作りますというようなことなものですから、こちらの補助金についても当然充当が可能であるという認識をしております。

ただ、まだ小規模多機能のほうについては、まだ実施設計とかも組んでいませんので、あくまでも計画段階ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。一見、森林と福祉って関連がなさそうなイメージは、一般的に皆さん持たれると思うのですけれども、説明の中でありましたように、木材を積極的に使うということで、森が福祉を守る基盤となるんだと。そういった新しいモデルと言いますか考え方という意味では、素晴らしい発想だと思いますので、慎重且つ大胆に進めていただければと思います。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 5 番の関連事業の択伐の関係ですけれども、ここは保安林指定になっていない場所ということで、まず。だから、伐採率が 50 %、保安林改良であれば 50 %も伐採できないとそういう認識していたものですから、その辺の確認だけ。

平野委員長 中山主査。

中山主査 いま竹田委員のご質問でございますが、5 ページの図面のほうで今回、37 の 2、215 林小班というところを択伐、37 の 6 小班も択伐していきたいと思っておりますが、いまの保安林の場所が 37 の 205 という 205 のほうが保安林になりますので、保安林には手を付けず、眺望を確保するために普通林のほうを択伐したいと考えております。

平野委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 森林整備等に使う且つ既存施設の予算に充当することは適切ではないということで、活用手法についてははじまったばかりの制度なので、担当課もいろいろと模索中ではございますけれども、各委員も今後の有効な活用手法について、いろいろな案を担当課に今後投げかけてあげればいいのかと思いますので、良いアイデアを担当課も待っていると思いますので、よろしくお願いいたします。

・令和元年度プレミアム商品券事業について

平野委員長 続いて、プレミアム商品券事業について、説明を求めます。

片桐課長。

片桐産業経済課長 それでは、令和元年度プレミアム付商品券事業について、説明をいたします。

資料の 6 ページをお開きください。

今回のプレミアム商品券事業につきましては、10 月 1 日に消費税及び地方消費税の税率が 8 %から 10 %に引き上げになります。それに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的に、国が事業として行い、その実務を市町村が請け負う事業でございます。

対象者は、2019 年度の住民税が非課税のかた、もう一つは、3 歳未満の子どもが属する世帯の世帯主で、対象予定者数は 1,200 名を予定をしております。

商品券の製作、管理は木古内商工会にお願いをいたします。商品券の販売期間については 9 月 30 日から 12 月 20 日まで、商品券の使用期間は 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までとします。販売場所は、木古内商工会及び各会館、ただし会館で販売するのは、9 月 30 日の 1 日のみとなります。販売額は、現金 4,000 円で 5,000 円分の商品券、購入の限度額は 1 人 5 セットまでと、3 歳未満児数×5 セットまでとなっており、プレミアム率は 20 %でございます。

次に、商品券の取り扱い事業者ですが、こちらは取り扱いを希望する町内の小売り、飲食、サービス、工業、建設業等の全ての業種を対象といたします。

次のページをお開きください。

商品券の内容ですが、種類は 500 円券 1 種類とします。使用期間は先ほど申し上げましたが、10 月 1 日から翌年 2 月 29 日まで。商品券の使用に係る厳守事項については、次の

①から⑥の記載のとおりでございます。

商品券の換金手続きについては、取扱事業者が商工会に持参をし、手続きを行っていただきます。

商品券の換金に係る期間については、10月の11日から令和2年3月10日までとなります。

次に事業費ですが、これはかかった経費全て国からの補助金が交付をされます。

全体事業費が977万8,000円で、うち691万5,000円が、町から商工会に対しての補助金となります。

プレミアム金が5,000円の1,200セットで600万円、事務費が商品券やチラシ等の印刷製本費や人件費などで、91万5,000円となります。

次のページをお開きください。

商品券の発行スケジュールのフローとなっています。

町と商工会、取り扱い店、商品券購入者の流れが時期を追って記載をしています。

事業のスタートは、第2回定例会で補正予算が成立された後、税情報からの該当者の抽出作業からはじまります。

該当者を抽出し、その方々に要件該当者として申請書類を送付いたします。そこが①の箇所となります。

以降、3月に行う商工会の商品券精算までが本事業のスケジュールとなります。

以上で、プレミアム付商品券の事業についての説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

今回のプレミアム商品券事業については、対象者限定ということで、合計1,200名ということで説明がございました。国からの財源を10分の10ということで、積極的に事業を行うということは、とてもよろしいことだなということで、私は理解、認識、評価はしているのですが、今回この中でいままで我が町で様々な関連するプレミアムに、関連する商品券というものを発行して事業を行ってきた中で、今回低所得者という枠組に入るかどうかわかりませんが、購入したいという意思が気持ちがあっても、なかなか本人の移動が困難だったり、例えば人気の具合によっては購入できないという声が、特に高齢者等からあったみたいなのですね。その辺りも例えば商工会でしたり、担当課の過去の委員会でも様々な意見が出ていたと思うのですが、参考にしていただいて、できるだけ幅広いかたにこれを活用してもらえそうな仕組みという言い方よりもサポートという表現になるかと思うのですが、ちょっと考えていただければなと思いました。ちょっとその辺りについて、現状どのように考えていらっしゃるかご質問いたします。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 ただいまの鈴木委員のご意見でございますが、まず今回の商品券については、該当するかたのみしか購入できません。そちらについては、我々のほうで抽出作業をしまして、住民税の非課税者の方々をまずは該当要件対象者としてご案内をしますので、そこで何らかのやり取りがありまして、そして最終的にうちのほうで引換券を送付をして、その引換券を持って来られるかたのみが購入可能となりますので、ちょっと鈴木委

員のおっしゃったのとは違うと思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もっとストレートに言います。例えば、5,000 円の 1,200 セットですよね。個別にご案内してというのは、もちろん手続き上としては問題ないとは思いますが。その 1,200 以上申請があった場合も考えていらっしゃいますか。ちょっとその辺りの細かい部分、お願いします。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 一応、今回の件については、一人が 5 セットまで購入可能となっておりますので、ただそれを超える購入というのは、考えておりません。要は 1,200 セット。

平野委員長 できないから、対象者のマックスでこうだってこと。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 33 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、産業経済課の調査項目を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前 10 時 40 分

<町民課>

・幼児教育・保育の無償化に係る事業概要について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、町民課の幼児教育・保育の無償化に係る事業概要について、こちらも資料配付されておりますので、早速説明を求めます。

吉田課長。

吉田(広)町民課長 それでは、説明をいたしたいと思います。町民課長の吉田です。

10 月からはじまる幼児教育・保育の無償化に係る事業概要について、ご説明いたします。資料の 1 ページをお開きください。

まず、幼児教育・保育の無償化に向けたスケジュールですが、実施体制については記載のとおりであります。

次に、予算でありますけれども、6 月定例会でシステム導入の補正を行います。その後、7 月から 8 月にかけて臨時会の開催をお願いをし、保育所に係る国庫・道費負担金の補正や条例改正等を行う予定であります。

また、保育所職員や保護者への説明につきましては、8 月から 9 月上旬までに行い、利

用料の無償化、保育料の無償化、副食費の保育所に係る徴収や免除対象者についての説明を行いたいと思っております。

次に、保育料の徴収事務については、9月分からは保育料の切替えの準備を8月に行います。9月分からの保育料の切替え準備を8月に、また10月からの保育料無償化実施に向けては、8月下旬から9月中旬に行いたいと思っております。

副食費関係事務につきましては、9月に副食費の免除対象者の決定・通知を行います。

副食費につきましては、最後のページに記載しておりますので、再度あとで説明をいたしたいと思っております。

システムの導入につきましては、6月に補正、7月から行い、その補助金申請は8月に行います。保育所における通常の補助金交付申請は6月に行いまして、公定価格改定後9月に変更交付申請を行います。最後に臨時交付金ですが、無償化に伴い、今年度に限り負担増となった分を、国が臨時交付金として全額措置してくれることになっております。12月に基礎数値を報告し、年度内に交付される予定です。

続きまして、2ページをお開きください。

幼児教育無償化の制度の概要です。当町には現在、私立保育所よりありませんので、これからの説明は保育所に関係する部分のみを説明いたします。

1. の総論ですが、国は幼児教育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の重要性を鑑みて実施するものであります。

2 の対象者・対象範囲について(1)では、保育所を利用する3歳から5歳までの子ども達の利用料・保育料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども達の利用料・保育料を無償化することとしております。

米印の四つ目、保護者から実費で徴収している費用については、無償化の対象外としております。

3 ページから4 ページにかけてですが、まず3の財源、(1)の負担割合については、幼児教育無償化には、消費税率の引き上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用することとしており、1年度で約8,000億円の財源が必要となります。財源負担については、国2分の1、道が4分の1、町が同じく4分の1とされておりますが、先ほども申したとおり、今年度については、地方消費税の増収分がわずかであることを踏まえ、10月からの無償化で町の負担増となった分を全額国費による負担としています。

また、初年度2019年度及び2年目2020年度の導入時に必要な事務費についても、全額国費による負担としております。

システム改修経費につきましては、平成30年度予算192億円及び平成31年度予算62億円を活用して、対応することとしております。

5 ページをお開きください。

幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しについてですが、無償化では保護者が直接負担している費用、例えば通園送迎費、行事費などについては、無償化の対象外とされております。

特に食材料費については、これまでも基本的に実費徴収、または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化においてもこの考え方を維持することを基本としております。

そこで、中段の点線の中にある用語について、最初に説明をいたします。

1号認定子どもとありますけれども、これは幼稚園に通う3歳から5歳児のことを言います。2号認定子ども、これは満3歳以上で保育所へ通う子ども、3号認定子どもとは、満3歳未満で保育所へ通うの子ども、このことを言います。

10月からは1号認定子ども、幼稚園に通う子どもですが、それと2号認定子ども、保育所の3歳から5歳は、主食費・副食費ともに保護者が負担し、幼稚園や保育所による徴収を基本としています。また、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、副食費の免除対象者を年収360万円相当世帯まで拡充をします。

3号認定子ども、保育所の0歳から2歳については、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取り扱いを継続します。

いままで言いましたが、最後にわかりやすいようにちょっとまとめてみました。

10月から保育所に入所している3歳から5歳のこどもは、保育料は無料になりますが食材料費、副食費のおかずの負担が新たに発生をします。但し生活保護世帯、住民税非課税世帯等は主食費、副食費が免除であり、年収360万未満の世帯は、副食費が免除となります。

また、非課税世帯の0から2歳時は、保育料が無料となり、いままでどおり食材料費等は保育料の中に算入されておりますので、徴収はいたしません。

同じく、0から2歳の非課税世帯以外の世帯については、保育料はいままでどおり徴収をいたします。また、食材料費は先ほど言いましたとおり、保育料の中に算入されておりますので、これは徴収をいたしません。以上で、資料の説明を終わりたいと思います。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 資料提出ありまして、私もちょっとじっくり見たのですがわかりにくい点で、いま現在現状で町の保育料に対する財源というのは、どういう形になっているのですか。財政負担というのは、結構な額というのはあるものなのですか。

平野委員長 この資料にないですけれども、この国の制度が出たお陰で、我が町はどのような差異が出たのか、あったのかということだと思っておりますけれども、現状の補助も含めて。

吉田課長。

吉田(広)町民課長 保育料につきましては、いま10月から先ほど言いました3から5歳、そして0から2歳の非課税世帯が無償化となる。無償化となるということは、保育料がゼロとなる。ゼロとなりますと、町にも保育料が入ってこなくなるということになります。

それで、全体のひと月の町に入ってくる保育料というのは、約98万円くらいの保育料がひと月、町に入ってきます。そのうち、10月からになりますと保育料が切り替えになります。実は、いまは、一昨年の住民税の所得割で決めていますけれども、9月からは去年のいま課税されるであろうその所得割の金額によって、新たに保育料が決定されます。ですので、概数でしか言えませんが、3歳以上児では78万7,000円ほどの金額が下がると。無償化になることによって下がります。ゼロから2歳児につきましては7,000円、非課税世帯が一世帯しかいまのところありませんので、7,000円という概数にしかありません。

せんけれども、実際10月になったらこの数字は変わりますけれども、そんな感じですよ。

平野委員長 廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 私の質問も悪かったのかもわからないけれども、例えばいま現状で、町として財政負担があると。新しく無償化になって、国からの助成があって、その負担がなくなるのかどうなのかということをやっと聞きたいなと思ったのです。ということで、先走った話をしますと、例えばいま財政負担があると。新制度になって財政負担がないということになれば、ここで言う例えばゼロ・2歳で、非課税世帯は無償化なのですけれどもって謳っているのですけれども、当町としては独自にゼロ・2歳も無料化したらどうだというような考え方にはなれないのかなということで、ちょっといま質問したのですけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、町民課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

<建設水道課>

・上ノ国第二風力送電線建設工事について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは引き続きまして、建設水道課3件の調査事項がございます。こちら事前にも資料配付しておりますので、早速資料の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 建設水道課、今回3本のことについて、報告させていただきます。

次第にのって、説明したいと思います。

1ページ目、1番の上ノ国第二風力送電線建設工事についてでございます。

これにつきましては、2ページに資料を配付しておりますので、見ていただければと思います。

この件につきましては、かねてより上ノ国町にて計画されていた風力発電事業に伴い、当町において送電線工事が着工されました。そこで、当町においての工事の区間について、まず鶴岡頭首工付近から道道の新しい新吉堀トンネル付近までの約7kmが工事区間とな

ります。

事業概要といたしましては、まず事業主体が株式会社ジェイウィンド上ノ国という会社でございまして、これはこの事業を進めております、電源開発株式会社が 100 %出資している会社となっております。

風車につきましては、10 基設置する予定でございまして、上ノ国町内に設置することになっております。

旧 J R 江差線敷地内を利用いたしまして、送電線を埋設する工事、これが木古内町に関わる工事となります。これに関わるものとして、まず埋設管といたしまして、φ 200、1 条、1 本ということなのですが、これは電気を送電する線になります。φ 80、これは通信用に使用するケーブルでございまして、1 本、1 条です。

埋設延長につきましては、木古内町から上ノ国町まで約 21.14 k m、そのうち木古内町内におきましては、7 k m の距離になります。

連携変電所の建立ということで記載しておりますが、この場所鶴岡 236 番地 1 につきましては、頭首工付近の山側に山を削って、その場所に変電所を建てるということになっております。

今後のスケジュールにつきましてでございます。

今年度 6 月 1 日から送電線工事の着工しております。これから現場内での動きが出てくるといことで、事業を進めていくこととなります。6 月 27 日に上ノ国町のジョイ・じょぐらにおきまして、起工式を行うこととなっております。令和 4 年 3 月下旬に、この送電線工事が竣工予定になりまして、令和 4 年度の第 2 四半期に運用開始という計画になっております。

続きまして、2 のほうに進んでもよろしいでしょうか。以上が上ノ国の送電線工事になります。

平野委員長 それでは、質疑お受けいたします。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

いま埋設管のお話出ましたけれども、旧 J R の敷地を使うということですが、これ埋設ってなっているから埋めると思うのですけれども、現在、まだ鉄路撤去されていない部分とかありますけれども、こういう扱ってどういうふうにするんですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 旧江差線にあります、いまご質問のレールとか枕木の撤去ということだと思いますが、その撤去につきましては、こちらのこの事業、建設工事のほうで撤去するということになります。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 費用ってもともと J R から町で撤去費用っていただいていると思うのですけれども、それはどういうふうになるんですか。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 23 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に先ほど手塚委員からの質疑の答弁がございましたので、それ以外の質疑ございますか。

なければ次に入りたいと思いますけれども。

(「なし」と呼ぶ声あり)

・道営住宅Ⅱ期工事について

平野委員長 続いて、道営住宅の工事について、進めてください。

構口課長。

構口建設水道課長 続きます、2の道営住宅Ⅱ期工事についてでございます。

これについては、3ページ・4ページに資料を付けておりますので、ご参照ください。

道営住宅につきましてですが、1棟目が平成28年3月に竣工いたしまして、きょう現在15戸全て入居済みとなっております。このたび、北海道より道営住宅Ⅱ期工事といたしまして、2棟目の概要が示されましたので報告いたします。

まず、建物概要でございます。

鉄筋コンクリート建て5階建て、戸数は24戸数、その割合につきましては検討中ではございますが、2LDKの部屋と2DKの部屋を想定しております。

敷地面積につきましてですが、3,074.43㎡、参考までにこのあとの保健福祉課のほうで詳細説明あると思いますが、今回道営住宅の隣接地新幹線駅側に、小規模多機能型居住介護施設ということでの建設予定地ということで、資料のほうに添付しておりますので、参考までに報告いたします。

今後のスケジュールについてでございます。

この8月、お盆の時期になると思いますが、まずここ町有地になりますので、土地の売買の契約をいたします。

年が明けまして、2月から本体工事の発注になります。

令和3年の3月を竣工予定といたしまして、この前までに入居事務の開始時期等について今後、道と協議し決定する方向性になると思います。道営住宅については、以上になります。

売買の予算につきましては、これは当初予算に載せておりますが、5,500万円ほどの予算計上をしております。ただし、この5,500万円につきましては、これから北海道のほうで土地の不動産評価とかいたしまして、最終的に決まることになります。

平野委員長 それでは、各委員より質疑をお受けします。

因みに、前回の1期工事のが3階建てで、今回ののが5階建てにするという意図というか趣旨というのは、なんか明確な思いとかあるのですか。

構口課長。

構口建設水道課長 まず、当初の計画から2度目の工事は5階建てという計画がありました。まずそれを基本に1期目の15戸の入居状況とかということの鑑みながら、木古内町と北海道庁の住宅課のほうとまずいろいろ、この5階建てが現実的なものだろうかということ

とで、いろいろ協議がございました。その結果、木古内町のほうとしても公住の入居に対しては力をいれていくということで、最終的に 5 階建てということで決定いたしました。

その中で隣接する今回、保健福祉課のほうで進めております小規模多機能の関係が複合施設ではないのですが、一緒に住宅の関係、福祉の関係が共同してできるというメリットもこれも新しい福祉も含めて住宅も含めて方向性ですねということで、とても良い方向性ではないかということで、道のほうもこれに対してゴーを出していただいて、5 階建てになったという経緯があります。以上です。

平野委員長 いま先駆けて、このあと小規模多機能型介護施設の調査あるのですけれども、いま既に道営住宅との連動性みたいな良いことだという大括りな言葉なのですけれども、連動性みたいなのを既に町と道では協議されているということなののでしょうか。それとも、ざっくりですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 30 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑をお受けします。

鈴木委員。

鈴木委員 いまの関連なのですけれども、鈴木です。

Ⅱ期工事ということで、概要です。説明いただきました。Ⅰ期目の時に、各委員会で様々な意見がございました。やはり入居者というのがオープン当初、満室じゃなかったなど。

それは、課題として皆さん覚えていると思うのですけれども、いまお陰様で 15 戸全て入居となったとこれは非常に喜ばしいことであり、その 1 号棟があったお陰で人口増にもつながっているというふうに私も理解しております。

それで、2 号棟に進むにあたりまして、大枠は道からのビジョンが上がってくるのですけれども、1 号棟のハードな部分、ソフトな部分の課題をどうか 2 号棟にも活かしていただきたいなと私も大枠な質問なのですけれども、そのように切に思うところであります。

それで、いまちょっとお聞きしたいのですけれども、1 号棟に入居されているかたの割合をお教えいただきたいなと思っております。子育て世代なのか、高齢者のかたなのか、確か 1 号棟も最初のプランとは若干試行錯誤しながら、募集を行っていたという経緯もありますので、いまの 1 号棟の入居の割合、そして 2 号棟の 24 戸数の割合をどのように考えていらっしゃるか。総合的にまちづくりという部分では、福祉のほうに力をいれるという説明もあったかと思うのですけれども、福祉のイメージが強いなど 2 号棟の説明に関して。

ですので、子育て世代も含めて割合としてどのように担当課として考えていらっしゃるのか、考えがあればお教えてください。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、Ⅰ期工事の 1 号棟の現在入居している世帯の割合というか家族構成的なものになると思っておりますが、すみません。細かい数字まできょう用意していないのですが、若い夫婦世帯が主に入っております。その中で、単身のかたが 3 名、あと高齢夫婦

のかたが2世帯程度入っております。あと、この1号棟につきましては、あくまでも子育て世帯をメインにして建てたという経緯があります。これに関しては、北海道がそういった子育て世帯を主に建てたということになっております。

世帯の内容としてはそんな感じなのですが、そこで1号棟の反省というかニーズを踏まえて、2号棟をどうしていくべきかということをお話させていただいております。木古内町のまず実情といたしまして、ニーズが高かったというのは、やはり単身の高齢者のかたというのが多いと。ただ、公営住宅というのは基本的に単身の入居ができないというところがあるのですが、そこは北海道と協議して、この2号棟の住宅につきましては、子育て世帯でもありますし高齢者の住める世帯も含めて、入居の募集をしていきたいと。それはなぜかと言ったら、ニーズがあるからという現実的なこともあったということから、今回そういうことにしております。

部屋の大きさにつきましてなんですが、そこら辺も踏まえて、2LDKをいまだ計画で決定ではないのですが9戸、2DKが15という構想も持った中で、いま北海道がこの戸数をちょっと調整しております。2LDKであれば、子育て世帯のかたも住めるであろうと。2DKに関しましては、例えば老夫婦の2名の生活もできるでしょうと。若しくは、単身のかたも住めるでしょうと。そういったことからこのいま間取りというか戸数の大きさは、いま北海道のほうと協議しておりました。最終的な戸数に関しましては、いま設計段階というのもありますので、後日説明できると思われまます。以上です。

平野委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

この間取りの件なのですけれども、いま高齢者の一人世帯の入居も考えているということでしたが、それであれば1DKでも十分足りるんじゃないかなと。2DKなりになってしまうと、その分広くなる分家賃等も高くなるんじゃないでしょうか。そうすると入りにくくなるんじゃないでしょうかということをお私は懸念しています。

また、この入居の募集対象というのはどういう人達が入ることができるのでしょうか。

何か基準審査というのはあるのでしょうか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、間取りの大きさについてでございます。これ安齋委員ご心配なさるとおり、私どもの中でもちょっと議論がありました。まず、1LDKがいいのか2DKがいいのかと。基本的にこれあくまでも大きさの名称であって、実は面積は同じになります。私どもの考え方としては、単身者も入りたい人もいる場合と夫婦で入りたいかたとそれはケースバイケース、その時期によって変わるかなというところがあります。そういった中で、北海道のほうと話して、2DKのほうで単身複数二人ということで、使い勝手がいいんじゃないかということで、ちょっと話して協議しておりました。

その中で、確かに今度家賃のほうに関しましては、2LDKと2DKと当然大きさも変わります。ただし、公営住宅につきましては、収入によって変わってきますので、例えば高齢者のかたでいけば年金がいくらだからこのくらいの家賃になるとかということで、その世帯の環境によって変わってきます。

入居の制限につきましては、まず基本的なことになりますが、町の税等の滞納がないか

たということになります。あとは、収入によって当然収入が高いかたは入ることができませんので、あくまでも町営住宅というのは、住むところに困窮している人が基本ということになりますので、基本的には低所得者に値する方々が入居ということになると思います。

平野委員長 ほか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬でございます。

今後の話なのですけれども、道営住宅が建ちますと 2 棟目。小規模多機能型居宅介護施設もできましたと。利用者及び住民の人口数も増えるわけですけれども、これに伴って冷水線から下りて来る道路、またスポーツセンターから下りて来る道路の部分に関して、この辺の道路整備というのはどのような考えとあって持っているのでしょうか。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 相澤です。

これと直接関係ないのかもわかりませんが、いま廣瀬副委員長からも出ました。

スポーツセンター側のほうから入る分というよりも、公民館側のほうから入ってくる分です。ちょうど佐女川を渡るような形になるのですが、その辺かなり高齢者も住んでいるかた多いです。それで、歩いて跨線橋あるので、それ渡って町に出ればいいのですけれども、なかなか階段もあって大変だということで、真っ直ぐ J R の駅に行ける方法とか作れないかということで、要望は何回か聞いているのですが、それもあわせてちょっとその辺考えてもらえるのかどうか。

平野委員長 まずは、いまこの周辺の道路整備について、町の考えがあるのかないのかをまず先に。

構口課長。

構口建設水道課長 4 ページに 2 号棟の配置案ということで載せておりますが、この図面の上のほうちょうど佐女川に位置するところだと思います。航空写真のほうがよく見えますね。いま廣瀬委員のご質問のほうから、まずお答えいたしたいと思います。

この冷水線に関しましては、町の街路事業ということで、新幹線事業に伴って、いまの新幹線の高架下まで整備を行いました。今後、この道路の形態はどうなっていくかということもあると思うのですが、まず計画といたしましては、この佐女川沿いの道路を街路事業でやるという計画がございます。それで、T の字のみそぎ橋のところまでいきまして、また新幹線の北側の部分の道路ですか、この部分も街路事業の計画は持っております。

ただし、いま現在の段階では、計画という段階でございます。今後、この道路の事業をやるかやらないかということにいたしましては、財政等も含めて木古内町としてどうしていくべきかということも皆さん方と議論しながら、今後していかなければいけないと思います。当然この事業をやるということは、橋の架け替えも出てきます。なるとやはり、また億とかの数字がたぶん動くことになります。そういった部分で、真に交通安全等も含めて、道路をどうしていくべきかということは今後議論しながら決定していくことになると思います。

次に、相澤委員のほうのご質問になりますが、直接北側の駅に行けるようなとかとそういうことでしょうか。

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 西側のほうに歩道橋というのかそういうのも付けられないかというような言い方です。要するに、駅まで行くのに高齢者なものだから、グルッと回って行かなければならないのですよね。中学生、若い人達であればそのくらいは苦にもならないのだろうけれども、もともとこの計画ある前から、ここを町有地残っているものだから、真っ直ぐ行く方法できないかということでした。

(「補足いいですか」と呼ぶ声あり)

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま私もこの件に関しては、もう何年前にちょっと直談判したことあるのですけれども、いま確認ですけれども、言葉ではちょっと理解できないような素振りだったものですから。いま、この小規模多機能住宅の計画の敷地ありますよね、黄色で囲っている部分。いわゆる写真向かって下側に、北の駅がありますよね。これに、いわゆる新幹線の線路通っていますよね。佐女川があってこの直行最短距離で、佐女川のこれに橋を架けて、公民館の湾曲した道路にぶつけられないかと。意味わからないかな、わかるよね。

そういう計画もありじゃないの。いま言ったように、お年寄りだとかそういう声が多いのですよ。だから、こういう計画も含めて私も過去にちょっとやったのだけれども、いろいろ川の問題に関しては、道の管轄だとかいろんなちょっと話が出て、先行きどうなるかわからないというようなお話の中で今日に至っているのだけれども、非常にそういう声が強いのというのが現状です。私も聞いています。

跨線橋の部分に関しても、やはり階段があって、いつ直してくれるのかわからない状況の中で、道路のもうちょっと利用を何とか我々にとって老人にとって使いやすいようなものにできないのかなというお話なのです、内容は。そういうことです。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 52 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

・木古内町駐車場設置条例の一部改正について

平野委員長 ないようですので、続いて木古内町駐車場設置条例の一部改正について、説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 三つ目の木古内町駐車場設置条例の一部改正についてでございます。

5 ページ・6 ページに資料を付けておりますので、ご参照ください。

まず、この駐車場につきましてですが、ビジネスホテル「クラッセイン木古内」の建設に伴いまして、現中央駐車場の位置が変更となり、これを条例にて制定しているため地番

を以下のとおり改正するものでございます。

中央駐車場の面積といたしましては、742.12㎡、駐車台数24台となっております。

旧地番が警察通り側にごございました時の地番が本町325番地2と3、新しい地番が字本町243番地1、244番地1のうち246番地2のうち、三つの地番となります。

資料のほうで、最後の6ページに付けております地番図でございますが、旧駐車場が中央駐車場側に移行したということで、現在、車止め等で柵を設置しているところが新しい駐車場となります。以上です。

平野委員長 説明が終わりました。質疑ございますか。

新井田委員。

新井田委員 いま、この内容に関しては別にどうのこうのとないのですけれども、ちょっと感じた部分なのですけれども、的を得ない部分で大変申し訳ないのですけれども、ひとことだけ建設水道課に確認をしたいのですけれども。遡って3月の28日ですよ、確か記憶にあるのは。竣工式ありましたよね、天気非常に悪くてというようなイメージあるのですけれども。私が止めた車がいまのこの新しい駐車場だったのですけれども、この一番資料の裏面見ますと新駐車場で青だとか緑だとかと色分けしていますよね。これちょっと聞きたいのは、これの色分けしている部分というのは、発注業者というのは別々だったのですか。まず、一つそれ1点。ごめんなさい、ちょっと関係ないって言えば関係ない話、ちょっと感じた部分があったものですから。まず、それ1点聞きたいのですけれども。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 発注業者は一社となっております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 なぜこういうふうな話をしたかという、最終的に現場の竣工検査というのは、行政でやられているのですよね。というのは、非常に当然我々議員も呼ばれて出席したのですけれども、その時に非常に収まりが悪い。大変この席でそぐわないかもしれないけれども、この席しかあともう言う場がないので、ちょっと場違いで申し訳ないのだけれども、やはり収まりというか非常につなぎ目がランダム。見て、これはやはりプロのやる仕事じゃないよねというようなぐらいの。設置面は同じなんだけれども、ジョイント部分があちこちに飛んじゃっているんだよね。こういうのってやはり前々から建物もそうなんだけれども、やはりそういう部分っていうのはしっかり検査した中で、見た目というのは非常に大事なわけですよ。お金もかけているわけだから、あそこに止めている町内の人だって当然いる中で、やはり目線の目利きの人だっているわけですよ。だから、委員長もちょっとあの時話して「どうも汚いね、収まりが」、そういう話をしたのだけれども、やり直したらというような話も出たんだけれども、そうするとお金もかかるよねと、そんな話にならないよって。これはやはりおかしい収まりっていうのは直させるというような部分も必要じゃないのというような話まで出たんだけれども、要するにいま工期もない中で、いろいろやっている中でいろいろあちこちから責めてくるのはわからないわけではないのだけれども、それにしてもやはり今後の対応も含めて、きちんと施工面の管理はしていただきたい。もし不安であればちょっと見てきてもいいですから、非常にジョイント部分が一定方向から攻めていけばいいのだけれども、片っぽは山から攻めている、浜から攻めている、知内側から攻めているということなのだけれども、非常にジョイント部分がはっきり

見えちゃっている。だから、一定方向だったらいいのだけれども、あちこちから攻めているから非常に見た目が悪い。だから、そういう部分っていうのはやはり今後、建物も含めた中できちんと管理体制を立ててもらわないと、なんか非常に軽くと言え言葉悪いけれども、もう少し管理体制をきちんとしてねということもおそらく思われているかたもいるんじゃないかなというふう感じたものですから、この場をお借りして大変申し訳ない言い方だったけれども、今後にそういう形で注意を払っていただいて、現場確認・現場施工を管理していただければそんなふう思ったものですから、よろしくをお願いします。

平野委員長 一応いまの意見として、担当課としての見解と言いますか現状を見た感じのいまの意見に対してのなんかございませんか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 12 時 00 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

条例の一部改正についてということなので、木古内町の駐車場設置条例、過去改正されたのが平成 25 年の 12 月 19 日ということで、今回の改正の日にも、いつになるのかなと思いついて、その日にちの確認と、あとこの条例の中身見ていきますと、住所だけ変わって名称はそのままでおそろいかれるのかなと思うのですけれども、例えば前回の旧駐車場と比べて、ホテルも横にありますし、車通りも旧駐車場よりも私は多いと思います。

そこで、例えばですけれども駐車場、もちろん駐車場なのですけれども、駐車場以外の利用。例えばですけれども、したいという声があった時は、条例には引火または爆発等しか書いていないので、駐車場以外の利用についてはというのが書いていないのですよね。

その基本的な考え方というのを担当課としてあれば、お教えいただきたいなと思います。例えばですけれども、ホテルが隣にありますので、例えばホテルがビアガーデン開くとか、ホテルじゃなくても何らかのイベント等を賑わいを創出したいと。そういった面で駐車場を全てでなくても、1 日限定何時間でこれぐらいのエリアを使用できないでしょうかと例えばそういう申請というか考えが担当課に来た時に、どのようにいまの条例の範囲内でお答えするのかというのをちょっとお聞きしたいです。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、駐車場の条例の一部改正のいつするんだということになります。交付の 6 月 18 日、定例会後を予定しております。

次に、駐車場のほかの用途に対する使用はどうなんだということに対してでございますが、いまのこの駐車場設置条例の中では、そこまでは謳っておりません。そういったことから、この使用に関しましては、先ほど鈴木委員おっしゃったように、他用途の使用も考えられます。あくまでも公共の駐車場ということでございますので、そこは臨機応変に各例えばイベントがあるとか、そういった企業のところと協議させていただきながら、使

用については検討していく余地はあると思います。以上です。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あくまでも駐車場ということに変わりはないわけですがけれども、町民のために木古内の活性化のために、少しでも柔軟に有効にこの駐車場が使用されることを切に願いますし、整備にも数千万円という金額も予算もかかっていますので、私いま本日はじめてこの意見を言わせてもらったのですけれども、今後の駐車場運営を考えた時に、多機能的な考え方もやはり考えなければならないというので、どうか積極的に考えていただいて、条例の整備をしていただけるようお願いしたいなと思います。以上です。答弁いりません。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で建設水道課の 3 件の調査を終えたいと思います。昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午後 12 時 05 分

再開 午後 1 時 00 分

<保健福祉課>

・小規模多機能型居宅介護施設の整備について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午後一番で保健福祉課で、小規模多機能型居宅介護施設の整備についてでございます。

午前中もキーワードとしてたくさん出てきましたけれども、そちらの資料が事前配付されておりますので、早速説明を求めたいと思います。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 保健福祉課です。

小規模多機能型居宅介護施設の整備ということで、早速説明に入らせていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、趣旨からです。

地域包括ケアシステムの推進を図るためには、高齢者のかたがいつまでも住み慣れた木古内町で有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制を構築することが必要となっております。

このため町のほうでは、第 7 期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、このたび高齢者の在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護施設、これ以降小規模多機能と言わせていただきます。これを 2020 年、令和 2 年度中に整備する予定としております。

2 番、小規模多機能について、概要を説明させていただきます。

表になっているところですが、まずこの概要ですが、一つは訪問、二つ目は通所、三つ目は短期宿泊、これによって介護や家事などのサービスを行い、利用者の能力に応じて居宅、自宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスでございます。

実際には通い、通所を中心として利用者のかたの様態、あるいは希望に応じて随時訪問、

あるいは宿泊を組み合わせてサービスを提供するものとなっております。

この利用対象についてでございますが、介護保険の要支援・要介護認定に該当するかたでございます。

具体のサービスですが、一つ目は入浴、排せつ、食事などの介護、二つ目としましては調理、洗濯、掃除等の家事、三つ目としましては生活相談、助言や健康状態の確認、そして四つ目、機能訓練となっております。

これは建物、施設でサービスを行うことになっておりますが、その設備の基準でございます。居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、事務室、こういった部屋が必要になります。

実際には、宿泊室の床面積ですが、国の基準のほうで 7.43 m²、4.5 帖以上が必要とされております。居間、それと食堂、これは分けた部屋じゃなくて同一の部屋、同部屋で可能となっております、この場合利用者 1 人あたりの面積は 3 m²以上が必要とされております。

職員数なのですが、実際の勤務形態シフトによっても違うんですが、概ね 10 人から 12 人程度とイメージしていただければと思います。

この利用定員等ですが、これは登録制、つまり会員制みたいになっておりまして、国の基準で 29 人以下となっております。実際に利用できる 1 回の人数なのですが、通所については最大 18 名、宿泊については最大 9 名、これが利用できることになっている最大の基準でございます。

この小規模多機能サービスをはじめるにあたっての指定、いわゆる許認可、それと実際の指導監督権限、こちらのほうはいずれも市町村にございます。ですから、できる際は木古内町で指定することになります。

その他としましては、このサービスを登録されたかたにつきましては、他の居宅サービス、つまり訪問介護、ヘルパーサービスですとかデイサービスこういったサービス、あるいは地域密着型と言いまして、木古内町の例で言いますと認知症対応型グループホーム、こういったものの利用はすることはできません。ただし、例外で訪問看護、訪問リハ、こういうものは利用することができることになっております。

3 番目、利用料金についてでございます。

こちらは、介護保険の給付対象となっており、基本料金なのですけれども、要支援 1 から要介護 5 まで、全ての段階のかたが利用できます。要支援 1 ですと基本料金は月 3,403 円、これは国の基準で決まっております。それから要介護 5、2 万 6,849 円、これが介護保険料、1 割負担こちらを払えば利用できるようになっております。なお、所得状況により制度改正で 2 割負担の場合も使います。これにプラスして、加算というものがございます。

この四角の米印でちょっと書いていますが、職員体制により算定できる加算の種類・加算額というのは異なりますが、例示として認知症加算ですとか看護職員配置加算、サービス提供体制加算などがございます。いずれの加算もだいたい概ね月額安いもので 350 円、高いもので 1,000 円程度、いろいろ段階がございますので、ちょっと実際のどういう職員配置等になるかによって決まってきます。概ね、1,000 円から 2,000 円程度どの施設でもかかるようでございます。

これが基本料金の加算額が介護保険から介護保険の給付対象となる料金でございます。

その他としまして、宿泊サービスを利用された場合は、1 泊につき 1,500 円から 2,000 円程度。これ私達、見学してきた施設ですとかいまいさりびの短期入所なんかを参考に、

だいたい 1,500 円から 2,000 円ぐらいの幅になっております。それと食費、各 1 食、朝・昼・夕食提供することになります。各 1 食だいたい 500 円程度、施設によって若干違いますが、このようにイメージしていただければと思います。

その他の宿泊費と食費については、自由に設定することができます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

4 番です。小規模多機能とほかの居宅サービス、いわゆる通所介護、短期入所、訪問介護、訪問ヘルプサービス、これらともちょっと違いについて説明させていただきたいと思っています。

まず 1 段目、通所部分についてなのですが、小規模多機能の場合、利用者ごとに時間も曜日もサービス内容も利用者の状況によって、オーダーメイドすることができます。

必要なこと、必要な時間に利用できる。例えば食事だけに使いたいですとか、入浴だけしたい、こういうことに対応できます。あと、緊急時にも臨機応変に通所は対応することができます。

現行の右側なのですが、いわゆる通所サービス、デイサービスと言われるものは、その施設の利用時間にあわせたサービス提供になります。一般的には例えば 10 時から 16 時まで、この時間しか使えませんというふうになります。あとは、施設が決めたプログラムにあわせてサービス提供されることになりますので、食事、入浴あるいはレクリエーション、こういったものが全て付きます。最後、他の利用者、皆さん通所されるかたは、皆さん全員同じ過ごし方をしなければならないといったことになります。

続きまして宿泊部門ですが、小規模多機能の場合は本当に必要な時に利用できる、通い慣れた場所で宿泊可能、あるいは緊急時にも臨機応変に対応することができます。これは、現行の短期入所サービスですと、まず事前に利用規模を予約して利用する必要があります。

例えば、希望日に空きがないとすれば日程変更や他の施設を探さなければならないといった状況、あるいは本人の状況の変化なんかに対応しにくいといったことがございます。

最後、訪問部門につきましてですが、小規模多機能の場合、回数、時間、サービス内容が利用者ごとに異なって決めることができます。

必要な時に必要なだけサービスが基本的に受けることができます。あるいは、緊急時にも柔軟に対応。これが訪問ヘルプサービスと言われるものと、国の基準で決められておりますので、例えば 30 分未満や 1 時間など、サービスの枠にあわせて利用時間を設定しなければならない。あるいは、規定のサービス枠にあわせた支援、例えば身体介護ですとか生活援助とか国のいろいろ基準で決められた範囲でしかサービス提供することができないといったところがございます。

あとは当然、ケアマネージャーが決めたとおりのサービス提供しかすることができないので、ちょっと臨機応変には対応することができないといったような違いがございます。

5 番、小規模多機能を整備する必要性についてでございます。

以下、3 点のことについて、説明します。

その前に、地域包括システムということについて若干、説明をさせていただきます。

四角で囲んでございますが、高齢者のかたが可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、一つは医療、二つ目、介護、③介護予防、④住まい、そして⑤自立した日常生活の支援、この 5 番については具体的に

は、例えば老人クラブの活動ですとかボランティア、町内会、あるいはいま町でやっている訪問声かけサービスなんかが該当します。これらの地域包括システムを推進する観点から、次の3点で必要性があると考えております。

一つ目高齢者、特に認知症高齢者の在宅生活を支えるためには、24時間体制これがとられていて、且つ柔軟性と即応性の高いサービス提供が我が町にも必要であると考えております。現在、町内には24時間サービスの対応が可能な訪問介護事業所、これは1事業者しかございません。具体的に社会福祉協議会とそよかぜという事業所でやっているのですが、そよかぜという事業所で一応要望があれば対応できるようにはなっているのですが、実際ヘルパーさんの数も限られているので、利用したいからと言っていますぐになかなか利用できる状況にはございません。

二つ目としましては、各居宅サービスとも事業者の数が限られております。なので、希望する曜日、これを利用できない場合がございます。また、利用したいサービスを変更したい、あるいは曜日を変えたいと言ってもなかなか町内には事業所が限られているため、すぐに対応することはなかなか難しい状況となっております。

続きまして、2点目の必要性です。

利用者のニーズに対応するため、給付限度額管理やサービスごとの内容規制にとらわれずに提供することができる、包括報酬に基づくサービスが我が町にも必要であると思っております。

この包括報酬というのは、四角で括りましたがサービスの利用頻度、つまり1回利用しようが5回利用しようが、毎月の報酬、費用が定額であるというサービスのことです。

因みに、訪問介護や通所介護は利用回数によって報酬が異なる、いわゆる出来高制と言われております。なので現状は、サービス利用では回数なんかを増やしたいと思っても、この際必ず利用料金がどうしても増えるということになります。

三つ目、原則、特別養護老人ホームに入所することができない在宅生活に不安がある要介護2以下の認定者のかたが、柔軟に利用することのできるサービスが必要であると考えております。

我が町にも特別養護老人ホームございますけれども、原則要介護3以上からしか利用できないとなっておりますので、ちょうど要介護2の中でもなかなかご自宅で過ごすことが難しいというかたが実際にはいらっしやいます。こういったかたに対応するために、この小規模多機能のようなサービスが必要であると考えております。

続きまして、3ページ目のほうをご覧ください。

6番、町の人口・認定者・サービス受給等の状況、ことしの4月時点の状況について若干、ご説明させていただきます。

まず、(1)高齢者人口ですが、四角の太枠で囲った2019年4月、ことしの4月1日現在、高齢者のかたは1,980人、高齢化率48.0%となっております。昨年、そして来年の推計をご覧になって若干、高齢化率は上がっていくこととなります。そして一番右端、2025年の推計という欄なのですが、この年は団塊の世代のかたが75歳以上となる年で、国のほうで地域包括ケアシステムの構築実現を目処としている年度でございます。全国全市町村、この2025年に向けたサービス体系をいま目標として、取り組んでいるところでございます。

木古内町の状況なのですが、人口は減りますが65歳以上人口は1,871人、若干減少しま

すがそれほど減らないという推計をしております。高齢化率は 51.5 % という見込みを立てております。

続きまして、(2) 認定者数、実際介護サービスを使える人の状況でございます。

要支援 1 から要介護 5 まで、全てあわせると右端の黒枠で括ったところですが、431 名のかたが要介護・要支援認定を木古内町で現在受けられています。

このうち (3) サービス受給者数というところなのですけれども、居宅、地域密着特養とかいろいろなサービスございますが、累計がございまして、合計で右端の黒枠で括ったところ、292 名のかたがいま何らかのサービスを使われています。

(4)、その差し引いた部分ですが、サービス未受給者数ということで、これも右端の黒枠で括ったところ、139 名のかたが現在サービスを使われていないといった状況になっております。例えば、要支援 1・要支援 2 のかたですと住宅改修ですとか福祉用具の購入これだけを使って、そのあとサービスを使われていないというかたがいますので、必ずしも全員がすぐにサービスが必要という状況ではございません。

なお申し上げますと、例えば要介護 3・4・5 で使われていないかたは、一般的な例で申しますと例えば特別養護老人ホームなのに入居されていて、ちょっと病気のため入院になることが長期になると対象扱いになるので、その見合いで 7 人・8 名のかたはいまサービスが使われていないといった状況でございます。

4 番の欄外ですが、現在サービスを利用していない認定者のかたも 139 人、そのうち主に小規模多機能の利用が見込まれる要介護 2、ちょっと黒枠で囲ったところなのですが、ここまでの認定者が 116 人いらっしゃいます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

(5) 認知症高齢者の日常生活自立度という指標がございまして。この指標なのですが、ちょっと先ほどの 1 から 4 までと若干時点が違うのですが、これについてはまず先に説明からさせていただきます。そのちょっと下にあって、参考というところです。

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準というものをご覧ください。

ランクの I・II・III・IV、そして M という 5 段階の認知症がどれぐらい進んでいるかということで、認定介護保険を申請されると認定調査に行きます。その時に調査員がチェックをする指標がございまして。何を言いたいかということ、黒枠で囲ったランク II、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。在宅生活が基本ですが、一人暮らしは困難の場合もあるという国で決めたランクがございまして。このかたがいわゆる小規模多機能の利用の主なターゲットと言われている方々でございまして。

上の表に戻っていただきまして欄外、小規模多機能の主な利用対象となる II ランクのかた 131 名いらっしゃいます。黒枠で囲ったところ。そのうち特別養護老人ホーム入所できない、いわゆるターゲットになる要介護 2 までのかたが 91 人、約 7 割いらっしゃるので、この方々がまず小規模多機能の利用が見込まれるかたと我々は見込んでおります。

次、7 番、ご覧いただきたいと思っております。

他の居宅サービスとの競合、いわゆる小規模多機能ができた場合、町内にあるほかのサービスはどうなるんだということで、ちょっと記載しております。

現在、町内には小規模多機能と類似するサービス、訪問介護、通所介護、通所リハ、短

期入所、これらのサービスがございます。ただし、次の観点から利用者の奪い合いになるようなことはないと思われ、我々は想定しております。

一つ目は現在、要介護支援認定を受けてサービスを利用していないかた、先ほど説明しましたが 139 名のかたがいらっしゃいます。小規模多機能の最大予定者数は 29 人なので、これを大幅に上回っていること。

二つ目としましては、小規模多機能はすごい良いサービスなんですけれども、利用者のかたの身体状況に応じて単体のサービス、いわゆる訪問介護あるいはデイサービス、こういったものだけが必要な利用者は必ずいらっしゃいますので、競合することはないと思っています。参考までに類似サービスの利用者ということで、下の表に載せてございます。

続きまして、5 ページのほうをご覧ください。

ここから具体的に、いま町のほうで計画をしている内容について、ご説明させていただきます。

8 番の整備内容について、案です。

小規模多機能の整備形態としては新築整備、そして整備場所については、JR 木古内駅北口の道営住宅に隣接する町有地、面積 3,000 m²ほどございます。

場所につきましては、一番最終ページ 7 ページに地図を付けておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

構造は木造の平屋建て、建物の整備面積は、これから詳細を詰めますが約 300 m²、約 10 0 坪ほどになるのではないかと想定しております。

外構につきましては駐車場等なのですけれども、これが 200 m²ほどいま想定をしております。

設備につきましては、最初に説明しました国の基準にあわせた部屋、一つ目が居間・食堂、これを国の基準では 3 m²以上ですが、3 m²× 18 としますと 54 なのですけれども、100 m²ぐらいあったほうがいいかなと思っています。これは、実際にいま旧光銭医院でされているデイサービス杉の木というところを参考にいま設定しております。

②宿泊室なのですけれども、基準は 4.5 帖ですが、6 帖ほどあったほうがいいかなと思って、これは見学してきた施設あるいはいまいさりびのショート、かなり広いのでこういうものを参考に 9.9 m²、6 帖と設定しております。これの 9 室。

その他としましては、台所、浴室、トイレ、事務室等と 100 m²ぐらいなのかなと思っています。

定員等につきましては登録定員、国の基準の最大 29 人、通所 18 人、宿泊 9 人を設定しております。

運営開始時期につきましては、令和 2 年度・令和 3 年の 3 月です。来年の末あるいはキリの良いところで、翌年度の 4 月 1 日これぐらいかなというふうで想定をしております。

続きまして 9 番、整備費用についてでございます。

(1) 整備費用ですが、欄外に書きましたが、ここの建設工事費、委託料、こちらにつきましては建設水道課に試算をしてもらいました。それと開設経費、足して 1 億 3,600 万円ほど合計でかかると考えております。

この財源内訳でございますが、一つは地方債、過疎債を使える想定で考えて 9,424 万円です。補助金、整備費と備品の補助金、いずれも国の補助金を財源とした都道府県の補助

金がございます。これらをあわせて1億3,600万円で過疎債、普通交付税で7割、交付税バックされる予定でございますので、町の支出負担額は2,800万円、約3,000万円ほどではないかと現在見込んでおります。

このほかに午前中にも説明あったと思いますが、いま産業経済課のほうで措置します森林環境譲与税の活用を検討したいと考えております。

10番、ここの運営主体についてでございます。

現在、町内で介護サービス事業を実施し、主たる事業所が町内にある事業所、具体的には病院事業、社会福祉協議会、杉の木ケアサービスがありまして、この中から選定をしたいと考えています。このうち、杉の木ケアサービスに依頼したいと町のほうでは考えております。

その利用なのですけれども一つ目、現在、杉の木ケアサービスでは類似サービスを実施しており、サービス提供のノウハウがあること。通所介護の運営をされておりました、これは通所部門に生きる、あるいは認知症グループホームを現在運営されておりますので、こちらのほうには宿泊部門にノウハウが生きると思います。

二つ目としましては、杉の木ケアサービスにおかれましては、グループホームの運営をもう10年以上実施しておりました、安定的な経営が期待できるということです。

実際には、グループホーム杉の木が平成18年10月に最初の指定をされております。その後、平成22年に増えて現在、昨年の8月から新たにデイサービス部門のいま三つの運営をされているといったことがあります。

6ページをご覧ください。

11番、整備・運営の形態の案でございます。

まず、施設整備につきましては町で新築整備、そして運営については、杉の木ケアサービスに指定管理者制度を活用して、運営を依頼したいと考えています。

かかる経費につきましては、運営費の総額から収入、介護報酬あるいは宿泊費、食事代等の利用料金がありますので、これらを差し引いた額を指定管理者へ補てんするといったことをまずは基本にしたいと。黒字が生じた部分については、ちょっとまた別途検討させていただきたいと思っております。

12番、収支見込みについてでございます。

年間の収支内訳なのですけれども、収入A欄ですが、5,040万円ほど。これは、見学してきた施設を参考に登録者一人あたり、要支援1から要介護5まで料金は違いますけれども、だいたい均すと一人年間180万円ほど入るといったことを確認しておりますので、これの28人分です。登録者数の平均28人というのは、最大29人ですが、どうしても死亡あるいは転出などによって、一時減少は避けられません。その分、一人分を差引いて考慮しております。

支出、かかる経費については、まず人件費が大幅なウエイトを占めております。これは、他施設の人件費を参考に設定して、別記のほうに記載しておりますが、管理者、ケアマネ、看護師、介護職員、こういうものを基準に照らし合わせて、合計12名ぐらい必要だろうというふうに町のほうでは見込んでおります。

その内訳についてはこういうふうになっておりました、これらを足すと3,860万円、そして事業費、人件費以外のものにつきましては、これも見学施設を参考に登録者一人あた

り、だいたい年間 40 万円ほどかかると見込んで 1,120 万円、差し引きだいたい収支トントンぐらいになる計算でございます。これは、運営が安定してきた場合でございます、実際に見学してきた施設を聞きますと、やはり初年度 2 年目ぐらいはどうしても赤字はやはりまぬがれないのではないかとというアドバイスをいただいています。3 年目以降になるとだいたい安定した運営が期待できるのではないのでしょうかというお話をいただいております。

最後 13 番、スケジュールの管理でございます。

まず、今年度につきましては 6 月、本日でございますが議会の常任委員会のほうに概要説明をさせていただきました。これ以降、常任委員会のほうで必要に応じて順次、適時説明をさせていただきたいと思っております。

きょうの内容をご了承いただけるのであれば、来月中に一度住民のかたに概要を説明させていただきたいと考えております。そして、第 3 回定例会で実施設計の予算措置、そして年内に実施設計のほうをできればなというふうに考えております。そして、3 月第 1 回定例会で実施設計の結果を踏まえまして、施設整備の予算措置をさせていただきたいと思っております。年度明けまして、来年度につきましては、4 月から 6 月まで施設整備の入札、契約事務、こういうものを踏まえまして、7 月ぐらいからうまくいけば建設工事に入れるのではないかと。年内に工事完了、そして 12 月に今度またサービスに関する住民のかたへの説明をさせていただきたいと考えております。そして、1 月から 2 月で備品搬入など開設準備を行いまして、3 月年度内に来年度内に運営開始をしたいと考えております。

以上でございます。

平野委員長 丁寧な説明、ありがとうございます。

それでは、各委員より質疑をお受けいたします。

安齋委員。

安齋委員 安齋でございます。

これは、決定というわけではなく、いまこれからまた練る内容があるかとは思いますが、これをたたき台として作成するにあたって、ケアマネジャーとかそういう人達と話し合いを持ったりしたのでしょうか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 この小規模多機能サービスを創設するということでは、地域ケア会議というものがございます。地域ケア会議の上位の会議です。各事業所の代表者のかた、そして町も含め、副町長、病院事業管理者が入った会議があるのですけれども、そちらのほうにはこういうものを作りたいということで、提案しております。具体的には、例えば何平米必要ですか場所とかそういうことは、協議はしておりません。

発端は、第 7 期の老人福祉計画介護保険事業計画を作る際に、介護保険の運営協議会というものがございまして、そこの委員さんにも図っております。また、昨年当初予算編成の際の予算委員会のほうでも計画の概要については、議員の皆様にはご説明をさせていただいております。その時には、小規模多機能というサービスの名称は出ておりますが、具体的サービスの中身については、ご説明しておりません。

平野委員長 すみません、いま室長のほうから予算委員会のほうに概要を説明したって話ありましたけれども、趣旨というかこういう計画があるよぐらいは、皆さんもきくと記憶

あると思うのですけれども今回、概要っていうかこういう中身ってのはじめてだと思うのですよね。概要じゃないですよね。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 失礼しました。予算委員会の中では、サービスの言葉です。サービスについて創設を予定しているという話はさせていただきましたが、概要等については一切触れておりません。

平野委員長 各委員も打合せした際に、予算委員会の際に、冒頭で担当課長のほうからこういう計画をしているという言葉はあったそうです。それとあわせて、町長の執行方針の中にもこの文言は出ていたのです。ですので、皆さんもこの施設の整備を考えているんだなことは、周知していたと思うのですけれども、中身については今回詳しいことははじめてですので、この建てる目的から内容も含めて細かいところも多いに質問していただいたほうが良いのかなと思いますので、遠慮なく質問出してください。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

地域包括ケアシステムの推進にかかるという意味では、目玉の事業なのかなと思っております。細かいところは、たぶん各委員それぞれ質問あるかと思うので、私 2 点ほどに絞って質問させていただきますが、まず 1 点目でございます。

1 点目の建設予定地についてです。先ほどの建設水道課のほうの説明からも道営住宅の 2 号棟との連動性と言いますか、道から見た時にも相乗効果と言いますか、非常に良いだろうと。ざっくりとした説明だったのですけれども、そのような説明ありました。それは、建設する側、建てる側にとって、町を福祉の町を作る上で新しい道営住宅、今回 5 階ですからトータル的に考えると、答弁も道側の姿勢も納得、個人的にはできます。

それで、一番大切なことは何だろうと私なりに考えたところ、やはり入居者のかたが一番、入居者のかたにとっての環境整備が一番大切なことだろうかと私は思います。

それで、この場所を見るとやはりいまの 1 号棟よりも JR 木古内駅に近いということで、そこの部分ですね。始発から終電まで、おそらくこの小規模多機能の入居者のかたというのは、おそらく道営住宅に入られている子育て世代のかただったり、単身のかたよりも住環境という部分ではより気を遣わなければいけない方々なのかなと思う部分があります。

それで、私個人的に今回杉の木さんということですので、事業の例えばですけれども、ランニングコストですとか管理のしやすさを考えるのであれば、いまある建物の近くにこの施設を建てたほうが管理者、運営側が例えばスタッフが不足している時でも柔軟に対応できたり、同じ体制であればより良い入居者にとってサービスが提供できるものだと思います。ですが、もちろん担当課からこの場所であるということも説明も納得、理解していないわけではありません。私は、理解した上でいま質問をさせていただいているのですけれども、この場所に新幹線の駅の隣ということで、考えられる課題ですとか建設時にそして、運営する中で気を付けなければいけないこと。現時点でどのような課題を考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたいのと、あと 2 点目は 6 ページの 12 の収支見込みについてでございます。

こちらは、収入の 5,400 万円に対して、説明でもございましたが人件費があまりにも高いなというのは、説明された時もそのように説明ございましたが、やはりそれにしても高

いなという印象でございます。

ほかの施設を見学、視察されてきたその経緯からこれでいけるだろうと計算をされているのかとは思いますが、このほかに例えば維持管理ですとか光熱水費のランニングコストですとか、様々な費用がかかってくるものとは思いますが、その辺りの収支内訳についていま一度説明のほうをお願いしたいです。その2点について、お願いいたします。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、現時点で考えられる課題につきましては、正直例えば鈴木委員おっしゃられたような騒音ですとか、あるいは日照権の問題とかあると思います。

それは、これは関係者の間で関係課、あるいは建設水道課と協議の上で、整理をさせていただきたいと思います。

そのほか、やはり一番重要になってくるのは、職員の確保かなというふうにそれが一番難しい問題かなというふうに考えております。

2点目、人件費が高いという占めるウエイトが大きいということでしたが、だいたい6ページ中段、別記の内訳を見ていただければわかると思うのですが、例えば介護職員、社会保険料の事業主負担分含めて、一人年間300万円ほどと見込んで、決して高いものではないと思います。事業費の中には当然、ランニングコスト、光熱水費等も含まれていますのでこれを幾つか見た中で、決して突出して人件費が高いといったことにはなっていないかと思えます。以上です。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと建設予定地については、このまま予定地ということで、この案のまま事業の計画を進めるということですのでよろしいですね。その確認です。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 建設予定地については、担当課といろいろ検討しましたが、まず町有地を優先するという観点で、町中でまとまった町有地というのが現時点でこの場所ということで、関係課のほうと協議しましてこちらに決めさせていただいております。以上です。

平野委員長 副町長。

大野副町長 若干、補足をさせていただきたいと思えます。

午前中に行いました道営住宅の2期目の建築にあたって、待機者と言いますか利用者です。新築物件で入居が進まないということがあっては困りますので、これは道も心配していることです。木古内町においては、いさりび団地の高齢者住宅の待機者が7名・8名と昨年12月の時点でもそれだけいらっしゃいます。北海道のほうも建設後の早期入居が可能となる条件の一つとして、高齢者向けの整備も考えましょうということで、前向きになっていただきました。それが午前中に言いました、2DKという話なんですけれども。そこに高齢者のかたが入居するというふうになると、午前中の議論にもありましたように、遠い近いという話でいくと、すぐ近くに施設が整備されることによって、通いやすくなる。

これは、利用対象者となるであろう高齢者のかたが道営住宅にお住まいになって、隣にある小規模多機能を利用するというケースが出てくるでしょうということで、道のほうも

整備に前向きになっていただきましたし、町としてもそういう利用が可能となりますから、近くにちょうど町有地もございましたので、整備を進めると。ただ、町の中にはほかの地域にもお住まいになっている利用対象者のかたがいらっしゃいますから、そこはバス送迎もしながら、運営をしていきたいと思います。この辺りについては、杉の木サービスのほうとも打合せを行いながら、3月末で方向を出していただけましたから、運営について協力をしましょうということで、考えをいただいておりますので、前向きにいま整備が進められる状況にあるということで報告をいたします。以上です。

平野委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋でございます。

いま杉の木さんの話が出ておりましたけれども、運営形態が指定管理者制度ということになっております。具体的にその指定を杉の木さんをお願いしたいというふうな話まで出ておりますけれども、なぜ直営ではないんですかということが一つ。

杉の木さんをお願いしたいということで、その理由として類似サービスを実施しており、サービス提供のノウハウがあるというふうになっておりますが、通所介護、認知症対応型グループホームというのはしているようですけれども、訪問のほうについては、サービスはいま現在していないですね。ということで、サービス提供のノウハウがあるとは言い切れないかなというふうに考えますので、ただ知り合いのお医者さんに聞いたところ、この小規模多機能というのは必要だと、ぜひ作ってもらいたいと、あったほうが良いという話も出ておりますけれども、これをなぜ直営で考えていかないのかということと、これを十分にノウハウのあるそういう業者を公募して行う方向は考えなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 直営での場合と委託と言いますか指定管理での事業、人件費の面です、これは。話も出ていましたけれども、介護従事者については、なかなか賃金が上がっていかないということで、働き方改革も含めて、いまそういった人件費面でのプラス効果を与えなければならぬのですが、町の職員というふうなことで採用をしますと、定期昇給を含めてどんどん人件費が上がっていく状況になります。民間だから安いという言い方に聞こえてしまうかもしれませんが、そこは民間も基準をお持ちで、給料の毎年の改定・増額をしながら運営の安定化、これは収支のバランスを取った経営をされていく。町が行いますと昇級昇格が先になってしまって、これは基準どおりやらなきゃなくなりますので、そうしないことになると臨時職員を増やしていかなければならないと。臨時職員というのは、これはやはり不安定雇用につながりますから、そのところは民間の力で任せできるところは任せたいというのが町のいまの考え方に立っております。ただ、特養はそうはなっておりません。恵心園といさりびが統合したあとの職員については、町の職員がいて旧特養から来たかたが準職員という形でいて、いさりびのかたが非常勤職員と。経営をしていくための収支面、これは出来高払いじゃなくても収入が決まっていますから、老人福祉施設については、ここに単価も出ているように。そうしますと、経営を安定化していくためには一方で、賃金改定もしながらも抑えていく、人件費率を抑えていくという運営の仕方もしなければなりませんので、現在は特養についてはそういう状況になっています。

ここも今後、働き方改革の中では改善をしていかなければならない課題だというふうには思っておりますので、別な部署になりますけれども、特養の事務長あるいは病院の事務局長、そして総務なんかも入りながら、働き方改革についての議論を進めていきたいというふうに思っています。

質問を受けたことのほかに、別なことも報告しましたけれども、いまはそういう状況となっております。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 もう 1 点の杉の木ケアサービスには、訪問サービスのノウハウがないのではないかとのことでございます。

現在、町内で訪問サービス、いわゆる訪問ヘルプサービスをしている事業所は木古内町社会福祉協議会、それとそよかぜという北斗市の事業者の二つでございます。

そよかぜにつきましては、北斗市・函館市で小規模多機能等々といろんなサービスをやっております。社協につきましては、訪問ヘルプサービスのみとなっております。

その中で、杉の木ケアサービスには確かに訪問サービスはしてございませんが、その職員につきましては、介護福祉士あるいは介護職員初任者研修、いわゆる旧ホームヘルパー 2 級相当の研修を受けた職員がおりますので、十分訪問サービスを仮に依頼した場合には、サービス提供するノウハウはあると考えております。

また、公募をしないのかということについてですが、まずは町としては町内に提供できる可能性のある事業者があるのであれば、そこにまず第一に考えたいという思いでございます。以上です。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 吉田です。

いよいよ地域包括ケアシステムの動きとして出てくるのかなと思って私も期待しているのですが、ちょっと細かいことなのですけれども、サービスの部門で機能訓練ありますよね。昨年、私もちょっと入院していて、訪問とかいろんな意味で、理学療法士だとか作業療法士の必要性というのをすごく学んできました。そして、いまだ認知症の人達もやはり指導のやっていかないといけないということが出ていまして、いま知内町も函館市の病院と提携して作業療法士のなんかこういうふうなやり方をやっているのです。いま見ますと人件費の中で、この作業療法士だとか理学療法士という機能を訓練をするこの人達の名簿がないのですよね。木古内には病院がありまして、そこに理学療法士が何名かいるのですが、そういう人達との連携、そしてそういう機能訓練、これが一番大事だと思うのですよ、私にしてみれば。その辺はたぶんいまの金額になって、その人達の人件費になると高額になってしまうという懸念もあるのですが、この部分をどうやって考えておられるのかちょっと説明をお願いします。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 6 ページの別記のところに記載している職員なのですけれども、管理者、ケアマネ、看護師、介護職員、これらが国の基準で決められた職種でございまして、理学療法士、作業療法士を置くことにはなっておりませんので、入れておりません。

当然、それが望ましいとは思いますが、またここで小規模多機能とする機能訓練といまいさりびでやっております通所リハとは、またちょっと質が違うので、ここで

きる範囲での機能訓練ということで、専門職を置かない範囲で考えております。具体的には、また依頼できた際には、杉の木ケアサービスとそこは検討していきたいと思っております。

平野委員長 ほか。

相澤委員。

相澤委員 相澤です。

この施設、できるのが大変良いと思っております。ぜひ進めていただきたいと思うのですが、職員について。毎月のように杉の木さんでも職員募集しております。この介護職員ですか、十分確保できるのかどうか、その辺ちょっとヤボですけれども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 先ほども申し上げましたが、大きな課題の一つが職員の確保だと思っております。現段階でこれといった具体的な方策はございませんが、杉の木ケアサービスの光銭先生と相談しながら、そこはもう連携して職員確保には努めたいと思っております。

なお今年度、町のほうでは新たに介護職員初任者研修というもの、いわゆる旧ホームヘルパー 2 級相当の研修を町独自でやっております。その杉の木ケアサービスの職員も参加していただいておりますので、そういう点から確保策につなげたいなというふうには考えております。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 まず施設ができるわけで、これは課長、介護保険料との影響等がこの数字が出ていますから、試算の中では昨年グループホームのデイサービスも開設して、介護保険に関連する施設とすれば町内で増えてきた。さらに、小規模多機能が施設が増える。そしてショート、宿泊がする施設ですから、たぶん金額もそれなりに出てくるのかなと。それでまず、介護保険料との整合性というか、その影響がどうなんだっていう。

それと、先ほど同僚委員からも介護従事者の雇用の部分の心配されています。年収 300 万円といえば、いま特養で従事しているかたがこっちの小規模多機能のほうに転職するという状況も出てはこないのかなというのと、宿泊が 9 人であればローテーションからして看護師 1 名ではたしてどうなのと。今後、入所の状況だとかを見ていろいろスタッフの増減だとか考えなければならぬのかなというふうに思っています。その辺の考えがあるのかどうなのか。

それと、6 ページの 12 番の収支見込みの収入の部分で、登録者 1 人あたり年間 180 万円、月 14、15 万円。これが本人負担ということなのか、介護保険の診療報酬、報酬も含めた年間の 180 万円なのか、ちょっと理解できなかったものですから、教えてください。

それと、その上の 11 番の経費の部分で、黒字が生じた部分は別途検討と。これはどういうことを指しているのかという。当然、運営するわけですから、赤字は出せないわけだ。

黒字経営に持っていかなければ。逆に今度、赤字になった場合、どうなんだっていう部分もこれありかなっていうふうに思います。

それと、2 ページで先ほど同僚委員も質問していましたがけれども、一番上の訪問。要するにいま、この部分は現在している町内のそよかぜさんと社協さんあるわけだ。社協との

競合はどうなんだっていう部分がすごく心配するところなのですよね。それで今回、縷々、町の配慮の中で社会福祉協議会の立て直しっていう言葉は適切ではないと思うのだけれども、それかけて職員の派遣までしている。これは、小規模多機能の施設ができた暁にはという背景があるのかどうなのかという部分が心配のところなのですよね。

それと、小規模多機能になれば必要な時間に利用できるし、入浴だとか臨機応変に対応できると。現在、社協でやっている入浴サービスあるでしょう、特浴使ってやっている部分。これもそうすれば特養さんでなくて、今度は小規模多機能施設のほうの入浴に移行するのかどうなのかという部分。これすごく私、良いなと思うのは、通常の居宅のサービスであれば、事前にオーダーというか予約をしなきゃならない。だけれども、これは飛び込みでもいいですよ。あした利用したいって言えば利用できるという予約が必要ないという施設になるから、すごく柔軟なサービスになるんだなっていうふうに思っています。その部分について、まだあるけれども。

平野委員長 5点ほどありますが、順次。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず1点目、保険料との整合性でございますが、第7期計画策定の際に小規模多機能の利用者人数を平成32年度、最終年度に見込んでおります。なので、見込んだ保険料となっておりますので、十分対応できます。

2点目、雇用の関係でございますが、繰り返しになりますけれども、毎月求人情報等々出ているのは我々も承知しております。ここは、いさりびのほうとも十分連携して、決して引き抜き等がないようにさせていただきたいと思っております。

3点目、収入の1人あたり年間180万円でございますが、これはいわゆる介護保険料の9割プラス、自己負担の1割入った10割9分とさせていただいて結構です。本人負担。

9割プラス1割。介護報酬プラス自己負担入った。

4点目、指定管理、6ページの指定管理の経費の考え方です。黒字が生じた部分について別途検討としておりますが、こちらのほうは現在、町のほうで道の駅が指定管理者制度を運営しております。この場合黒字が生じた部分は公社と折半、半々でやるというふうに聞いております。ですのでそれを参考に、当然町のほうも施設整備の費用等々捻出するわけでございますので、そこはまた運営側のインセンティブを防ぐためにですね、そこは協議して両者にいくように、その部分は両方で分け合う形が望ましいのではないかというふうに現段階では考えています。

なお当然、毎回黒字になるかどうかはその時の状況になりますが、絶対的に赤字が出ないとは言いきれませんので、その分はこの経費のところの説明させていただいておりますが、経費から収入を引いた部分を町のほうから補てんするような形にならざるを得ないかなと思っております。

次に、訪問サービスの社会福祉協議会との競合についてでございますが、これも冒頭説明申し上げましたが、4ページの7番、改めてご覧になっていただきたいと思います。

①のところに、現在のサービスを利用されていないかたが139人おりますので、この利用されていないかたが小規模を使うという想定をしておりますので、現在、社協の訪問サービスを利用されているかたから移行するというふうには、現段階で考えておりません。

中にはそういうかたもいらっしゃるかもしれませんが、十分に最大登録者数29名を上回

っておりますので、決して取り合うことにはならないかなというふうに考えております。

最後、現在、社会福祉協議会でいさりびの特浴を使った入浴サービスをしておりますが、こちらのほうは介護保険サービスとは異なりますので、こちらから小規模のほうに移行するというにはならないと思っております。以上です。

平野委員長 副町長。

大野副町長 私のほうから補足を少しさせてもらいたいと思います。

小規模多機能施設を運営していく上で、経営の面での不足を生じないように進めるのには、前段の説明会が大事です。それは、29人の登録というのを先ほど来、説明してはいますが、登録をすると介護報酬を払ってもらいます。1割。サービスは通所を使っても訪問を使っても泊まってもいいのですが、登録したかたは要介護2であれば、1ページの利用料金のところですけども、要介護2であれば1万5,167円を月額として払ってもらおうと。介護報酬は10倍入ってきますから、15万円施設に入ります。登録をしてもらえばサービスの利用の量の如何に問わず、介護報酬が入るというシステムになっています。

ですから、逆に言いますと登録したかたは、いつでも好きな時にサービスを利用できるという権利をお持ちになります。その分報酬で保障をされるというそういう内容ですので、このことを住民の皆さんに説明をし、例えば特養の入所待機者で、ご夫婦あるいはご家族と過ごしていて、一週間に5日・6日は宿泊を利用させてほしいなど。あるいは、10日でもいいです。そういったかたについては、まず登録をしていただいて、そうすると要介護5ですから、もっと金額の大きい2万6,000円、26万円というような収入になります。

一方で、要支援1・2のかたも利用できる。どちらかと言うと在宅で不安定な状況で過ごしているよりは、施設に通って生活の幅を持たせるというサービスを使いたいというかたに焦点を置きたいのではありますけれども、特養の待機のための利用なんかも考えられるということで、登録すると一部負担が発生しますよということを十分に理解をしていただいた上で、登録をしてもらうように進めると。そうすると、開始時点から29名の登録になると安定した経営につながっていくということですから、事前の説明会が大切だというふうに思っております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 副町長、いまの説明先にしてくれれば、もう少し理解もできたんですけども、これ例えば登録をして1割だから1万5,000円、例えば払えば、1回だけではなくて、毎月払っていかなきゃないんだ。それも大変だけれども、そうすることによって例えば、介護度の高いかたが登録すれば、1割も高いけれども施設の経営とすればすごく良い。ただ、過去の介護保険事業のそれぞれ改選期、3年毎の見直しの中で、非常に過去の振り返ってみれば苦勞してきたということを考えれば、先ほど言った黒字になった時の協議というか検討についても同じ指定管理の公益公社、道の駅が収益の2分の1を返還してもらうよというそのルールとはやはりこれは違うと思うのです。いろんなまままでの過去の事例からして、いろんな診療報酬含めて、今期は第7期は良かった。だけれども、8期になったらまたガクンと下がったとか、そういう部分を踏まえれば道の駅と同じように黒字の2分1という計算にはならないような気がするのだよね。たまたまその事例っていうか、公社の指定管理の事例があるから、そうしたら公社と同じくやろうっていうふうな発想でなく、違う視点でやはり検討をまだいますぐスタートするわけでないから、その辺も踏まえ

て十分検討をしてほしいと思います。

平野委員長 竹田委員の関連になるのですけれども、これは新しい施設を整備するってことは心配事が多々多くて、同類の質問等々出るのですけれども、いま例えば 139 人のかたが要介護認定を受けているけれども、サービスを利用していないと。このうち 130 分の 29 だぞと。このぐらい確保できるだろうっていうふうに聞こえるのですけれども、この 139 人に人達は自らそういうサービスをたぶん断っているっていうかいらないって思っている人達なのですよね。このうち 29 人を確保できるっていう根拠があるのかどうなのか、あるいは副町長が言うように、町民の説明会においてこのように金額これぐらいになりますけれども、素晴らしい施設で利用価値ありますよってなった時に、いまの社協だったりそよかぜさんに登録している人達が奪い合っていることじゃなくて、そっちのほうがいいわってことで移りたい人もたくさん出てくると思うのですよね。そうなった時に結果、奪い合いになるだろうと。そう考えた時に、この施設自体は 29 人確保できるかもしれないけれども、やはり既存の施設に打撃がいくだろうっていう心配あるのですよね。

あと、職員の給料についても先ほどの委員でしたか言うとおりに、この施設は給料高いぞとなった時に、引き抜きとかじゃなくて自らそっちに行きたいっていう現在勤めている方々って絶対出てきますよね。そうなった時に、ただでさえこの介護の世界の職員確保大変なのに、ここは給料高いから確保できたけれども、じゃあ今度そっちには人が全然足りなくなるぞって、老健の運営自体ももっともっと大変になるぞっていう心配はありますよね。

これここで解決策の案があるのかって言ったら、先ほどから室長困られているように、打開策って決定的な答弁はできないのかもしれませんが、その辺のもう一度心配事を緩ませてくれるような答弁ってできますか。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、竹田委員の黒字部分については、今後十分検討させていただきたいと思います。

それと、平野委員長の奪い合いの件ですけれども、まず利用者のかたにつきましては、139 人のうち最初にも申し上げましたが、例えば住宅改修ですとか福祉用具の購入だけ必要で、そのあとサービスを使われていないかたもいらっしゃいます。ただ、中には我々から見ても認知症がちょっと進んでいるとか、サービスを使ったほうがいいのかとお勧めしているかたも実際にはいらっしゃいます。なので、139 人全員が必ずしもいますぐサービスが必要ではないかもしれないのですけれども、そのうちの大部分のかたは何らかのやはりサービスを使っていたらいいかと思っておりますので、そういう部分で利用者のほうはなんとか確保できるのではないかというふうに考えております。

それと、新しいサービスができましたら、当然私もいま例えば訪問介護のみとか、通所介護のみとか使われているかたで、私もそっちを使ってみたいというかたはいらっしゃるかもしれません。そういうかたであってもいま 139 人のうち、じゃあ小規模を使わないで新たに訪問介護ですとか、通所介護を使うかたもいらっしゃるかもしれません。なので、総体からすれば奪い合いになることなく、皆さん何らかのサービスを使っただけのではないかというふうに思っております。なお、その辺につきましては、まず一時的に調整を行いますのは介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーですので、サービスができる暁にはそちらのかたにも十分このサービスのことを説明しまして、十分調整をさせてい

ただきたいなと思っております。

最後、人の確保につきましては、大変申し訳ありませんが決定打、有効な打開策というのは持ち合わせておりません。なので今後、十分町のいさりびのほう、あるいは杉の木サービスのほう、社会福祉協議会等とも十分連携を図りつつ、有効な人材確保に向けて検討していきたいと思っております。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 やはり一番、内容に関してはどうのこうのってことではないのですけれども、要は人ですよ、何回もくどいのですけれども。やはりこれをどうするか、人がいないとこういう運営をできないわけですよ。だからある意味、例えばいろんな補助をやってこういう建物を建てていくんだと。こういう介護を待っている人方のために、あるいはそういう場を提供しながら活性化をしていくんだというのはもちろん理解できますし、非常に良いことであります。ただ、一番ある意味根底だと思っただけけれども、人が先ほど同僚委員からも出ましたけれども、くどいようだけれどもその辺をしっかりとやはり見定めないと、いまいまの状況ですと杉の木さんに運営をするんだ、任せたいというようなことなのでしょうけれども、はたしてそれがじゃあきちんと対策をある程度イメージしながら、光銭さんとの対話をきっちり含めてやっていただくことがもちろん前提ですけれども。どうも人の確保に対する認識がこれでいくと3年の4月から運営というような形になるみたいですが、なるような計画ですけれども、これをいまからやっていかないともちろんいざヨーイドンの時には、「いなかった、ちょっと延ばすよ」というようなことにもなりかねない要素ですよ。今後またやはり1年・2年というのは厳しい状況になるわけですよ、人の確保には。ただ、そういう部分に関してはやはりもちろんナーバスな部分なので、担当局としてもその辺はくどいようですけれども、誠心誠意いろんな手、あの手この手を考えながらタイアップしていただいて、来たるべくその日にはスムーズに行くような形をお願いできればと思っています。いろいろ議論しましたので、私の思いだけでございますので、答弁はおりませんので、その辺一つ考えていただいて、進めていただきたいと思ます。以上です。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 武藤室長すみません、先ほど質問させていただいて、ご答弁もいただいたのですけれども、皆さんの質問ある中で、ちょっといろいろ私も考えて、やはりもう一度だけ質問させてください。

先ほどの皆さんのときの4ページの2号棟の配置案の横に、小規模機能と書いているのですね。できることであれば、建水のほうがいいですね、細かく載っているのです。

道とか町有地を上手く活用という部分では、あと道営住宅と上手く連携という部分では、すごく良いことだと思いますし、理解もします。

それで、利用者さんのことを考えた時に、やはり他人。ほかにより適した場所はないのかなと思って、いろいろ私考えました。いまこの建物の配置の案を見ていただいた時に、1号棟・2号棟は新幹線の線路とは何と言うのですか、間口って言うのですか、バルコニーも含めて違う方向を向いているのですが、この小規模多機能は宿泊室と各室と書いているのですけれども、そこの前が線路なのですよ。この建物の角度、いま残っている土地の形を考えれば、このような形の設計になるのは理解できるのですけれども、例えばせめて

ここの居間。居間と逆にさせていただいて、居間側をホームの側、宿泊室を山側と言うのですか、にすることによってどれぐらいかわかりませんが、できれば本当は音、計測を図っていただいて、少しでも入居者・利用者さんが良い環境で利用してもらうためには、可能であれば線路側よりも山側に客室・宿泊室を配置したほうが環境をより良くなるのではないかなというふうに考えた部分があるのですけれども。その考えについて、ご答弁いただければと思います。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 午前中に出されました建設水道課の 4 ページの図面なのですが、この小規模の配置案のところの中の詳細については、あくまでもイメージ図でございまして、設計はこれからしますので、そこは十分担当課の建設水道課と協議をしながら、騒音等々に配慮した設計になるようにさせていただきたいと思います。

平野委員長 ほか。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

いまの建設予定なんですけれども、先ほど建水でもお話あったとおり、道営住宅の 2 号棟の予定地ありますけれども、この町道側の用地ってこれどこの所有になっていましたか。

町有地ではないのですかね。いま機構かなんか入っているところになるのかな。2 号棟の町道側、その所有者。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 午前中に建水のほうの資料の 4 ページになると思うのですが、その右上の空白のところっていうことでよろしいでしょうか。左上。こちらにつきましては、民地になります。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 50 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、どなたかご意見。

いま休憩の中でおおよそ議論されて、各委員の思いだったり出たわけですから、その部分議事録には残りませんが、職員、副町長はじめ皆さんしっかりと受け止めていただいたと思いますので、そのことを含めて今後しっかりと進めていただきたいと思います。よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、まずをもっては、保健福祉課の事務調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 2 時 52 分

6. 所管事務調査報告書について

5. 閉会中の所管事務調査について

4. 意見書

- ・2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- ・2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- ・「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2の復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
- ・新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- ・辺野古基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき校正に解決するべきとする意見書
- ・米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案
- ・日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書
- ・「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
- ・「給食費の無償化」を求める意見書
- ・「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

まず以上をもちまして、本日の案件は全て終わりました。

それでは、6月定例会に総務・経済常任委員会の報告をしますけれども、きょう1回だけなので、常任委員会の調査したのが、1回目は役決めるとかだけでしたので。ですので、きょう1日のそれぞれの調査した中で、報告したほうがいい案件等々皆さんの意見があれば、それを含めて報告作るの進めたいと思いますけれども。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後2時57分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中の中で、意見書案11件について、皆様方のご意見をいただきましたが、採択が2件でございます。読み上げます。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書、こちらと新たな過疎対策法の制定に関する意見書、この2件を採択といたしますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 あと、この中で不採択になりましたが、もしどうしても賛成者を募って提出するかたがいるとすれば、それはそれでルールとしては可能ですので、頭に入れておいてください。

3. その他

平野委員長 その他といたしましては、何かございますか。

特に事務局よろしいですか、各委員さんからもその他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、第2回総務・経済常任委員会会議を閉じたいと思います。

大変、長時間にわたりお疲れ様でした。

説明員：大野副町長、木村まちづくり新幹線課長、中村主査、片桐産業経済課長
中山主査、福井（弘）主査、吉田（広）町民課長、木本（こ）主査
構口建設水道課長、小西主査、羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長
加藤（直）主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志